
平成28年第5回大和町議会定例会会議録

平成28年9月8日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産 業 振 興 課 長	後 藤 良 春 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	佐々木 哲 郎 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	千 坂 俊 範 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	佐 藤 三 和 子 君
財 政 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	三 浦 伸 博 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	文 屋 隆 義 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	熊 谷 実 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	次 長	櫻 井 修 一
議事庶務係長	野 田 美 沙 子		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時59分 開会

議長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議長 (馬場久雄君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番堀籠日出子さん及び16番大須賀 啓君を指名します。

日程第 2 「議案第55号 大和町南部コミュニティセンター設置及び管理に関する条例」

議長 (馬場久雄君)

日程第 2、議案第55号 大和町南部コミュニティセンター設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。8番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

3ページの施設使用料についてお尋ねします。

南部コミュニティセンターの位置づけで、お話を受けたところですね、従来地区のまほろばホールに対応して南部地区のコミュニティセンターというか、そういった位置づけで南部コミュニティセンターを建設するというようなご説明が以前あったところでございますが、この使用料は、まほろばホールに準じて決定したものかどうかをお聞かせください。

議 長 (馬場久雄君)

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 (小川 晃君)

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

南部コミュニティセンターの使用料の考え方でございます。

基本的な考え方としましては、町民の方が利用しやすい料金、使用料ということをお考えたところでございます。それで、町内の類似施設としまして、宮床であれば宮床基幹集落センター、吉田であれば吉田コミュニティセンター、鶴巣であれば鶴巣防災センター、落合では落合のふるさとセンターということで、それぞれの地区ごとに基幹の集会施設がございしますが、それぞれの料金設定は統一された考え方がされておられません。いろいろな料金設定がございしますが、先ほど申し上げましたように、町民の方が利用しやすいというところの考え方から料金を設定したわけですけれども、南部コミュニティセンターの隣接する地区で、日吉台の日吉台公民館がございします。日吉台公民館ですと、会議室、それから和室、調理室が、それぞれ一律で午前、午後1,080円という料金設定になってございます。夜間については、その1.5倍という形で1,620円という料金設定になってございます。それで、基本的には日吉台公民館と近い施設ということもありますので、日吉台公民館の料金1,080円を基本的な考えとしたわけですけれども、施設の中でも面積によって相違がございしますので、30平米未満につきましては430円、30平米を超えて50平米未満については750円、50平米を超えて100平米未満については1,080円の3段階の料金設定をしたところでございます。夜間につきましては、日吉台は日中の1.5倍という料金設定になっておりますけれども、夜間についても午前、午後と同様の料金設定としたところでございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

8番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

私がお尋ねしたまほろばホールということは出てこなかったんですけれども、ではまほろばホールが基準ではないという理解でよろしいのでしょうか。そうすると、例えば議会に説明したこの南と従来地区で2つの公民館というか、集会所というか、そ

ういった体制をとるといふ議会の説明はどうなるのか、ちょっと疑問に残るところと、または、そういった集会所を持っている近隣のところに体育館がない状態で、こちらの場合は多目的ホールとはなっていますが、この多目的ホールの料金設定はどこを基準に設定されたものか、再度お聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

まほろばホールにつきましては、町全体の施設という考え方がございます。それで、今回の南部コミュニティセンターは、もみじヶ丘、杜の丘、小野の3区ですね、主にそちらの地区の方々の利用を想定した地区の基幹施設ということで、先ほど申し上げました、宮床であれば宮床基幹集落センター、そういったものと同様の施設というふうに考えてございます。

それから、多目的ホール「杜っこホール」につきましては、総合体育館のサブアリーナ、第二競技場が600平米でございます。午前ですと2,240円、午後ですと3,050円、夜間ですと4,480円といった料金設定になってございます。先ほど申し上げました日吉台公民館ですと、大ホールが413平米の広さで、午前が1,620円、午後が1,620円、夜間が1.5倍で2,160円という料金設定になってございます。今回の杜っこホール、多目的ホールが514平米ということで、日吉台公民館よりも100平米ほど大きい施設でございますので、日吉台公民館の1,620円に若干面積が広い分の料金を加算いたしまして、午前、午後、夜間とも、それぞれ全面で使用する場合には1,720円といった料金設定としたところでございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

8番千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

そうしますと、またずれが出てきたように私は思うんですが、まほろばホールは町民全体、南部コミュニティセンターは主に南部の人、でも、町全体の方も利用できるという中で、やはり同じような公会堂、集会所ということになりますよね。ですから

その辺の説明をもう少しわかるように、二極化しているものに対して、まほろばホールが対峙しているんじゃないかということじゃないというわかりやすい説明をしていただきたいのと、総合体育館がミズノが指定管理者になった中で、こういった料金設定をして影響は出ないかどうかという危惧がされるところですが、課長の考えをお聞かせください。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、お答えをいたします。

宮床地区であれば宮床の基幹集落センター、それぞれの地区の集会施設がございますが、それについては町の施設でございますので、町民の方が使えない施設ということではございません。主に利用が想定されるのが、それぞれの地区の住民の方々であろうということでございます。南部コミュニティセンターも同様に、主な使用者としては、もみじヶ丘、杜の丘、小野の3区の方々が想定されますけれども、町民の方全体が利用できる施設ということでございます。まほろばホールは大規模な文化会館でございますので、吉岡地区の施設ということではなく、大和町全体の施設ということでございます。吉岡地区のコミュニティー施設であれば、研修センターなり吉岡コミュニティセンターなり、そういった地区ごとの基幹の施設があるというふうに考えてございます。

それから、南部コミュニティセンターには、多目的ホールということで杜っこホール、バレーボール、それからバドミントン、卓球などができる施設、そして災害時には避難所としての機能を持つということで、今回設置をしてございます。体育目的での使用、利用目的も想定される場所ではございますけれども、主に利用される方々ももみじヶ丘、杜の丘、小野の3区というところでございますので、体育館の利用という部分とは大きな影響はないのではないかと考えてございます。以上でございます。

8 番（千坂裕春君）

3回ですから了解しなければ。

議長（馬場久雄君）

はい。ほかに質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 5 6 号 大和町児童館設置条例の一部を改正する条例」

議 長 （馬場久雄君）

日程第 3、議案第56号 大和町児童館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第 5 7 号 大和町放課後児童クラブ条例」

議長（馬場久雄君）

日程第4、議案第57号 大和町放課後児童クラブ条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第58号 大和町役場もみじヶ丘出張所の移転に伴う関係
条例の整理に関する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第5、議案第58号 大和町役場もみじヶ丘出張所の移転に伴う関係条例の整理
に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第 5 9 号 大和町税条例の一部を改正する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第 6、議案第 59 号 大和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 59 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 「議案第 6 0 号 大和町復興産業集積区域における固定資産税の
課税免除に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第 7、議案第 60 号 大和町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に
関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 「議案第61号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

議 長 （馬場久雄君）

日程第8、議案第61号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 「議案第62号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例」

議 長 （馬場久雄君）

日程第9、議案第62号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第63号 平成28年度大和町一般会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第10、議案第63号 平成28年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。8番千坂裕春君。

8番（千坂裕春君）

6ページの企画費の委託費でございます。

前日の全員協議会のまちづくり政策課からの子育て支援住宅調査費の500万円についてでございますが、落合地域振興協議会においてもコンサルタントを頼んでやっているわけですが、掛ける地域分として計算しても大分単価として違うと。また、まち・ひと・しごと創生プランの事業の中で、人口推計とかそういったものはとっているはずだと思いますが、そういったものの重複が多い中で、500万円という単価はどこから計算したのかをまず聞かせていただきたいのと、まちづくり政策課は、本来何かの事業があるときの、将来町がこういうふうになるという姿を描き出す人口統計とかそういったもののデータの基地局になるところではないかなと私は判断しています。そういった意味で、この機会はいい機会なのでお話を聞かせていただきたいのですが、まちづくり政策課というのはどういった目的でつくられたのか、ちょっとこのところわからなくなっているところが多くて、それはやはり、何かあるごとにコンサルに出したり、この子育て支援住宅に関しては、3候補が出た中でそれではちょっとまづいんではないかということで意見を言わせていただいて、一部私が指定したところ

で、落合教育ふれあいセンターのJAあさひなが今使っている駐車場はいかがなものかというときに、オウム返しのように調整区域だからできないと言っていた中で、停滞していたところだと思います。それで、県に相談したところ、こういった事情ならば、ちょっと難しいんですが事業的にはやむを得ないし、みたいな返事をいただいた中で、やはりまちづくりを推進するところなのに、逆に申しわけないんですけれども足かせになっている気がするので、2点お伺いします。

500万円という単価のベースと、まちづくり政策課というものの存在する役割、意義を再度聞かせていただきたいんですけれども、ちょっと趣旨と違うかもしれませんが、お許してください。

議 長 (馬場久雄君)

それでは、先にまちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長(小川 晃君)

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

1点目でございます。地域定住策検討業務の500万円についてでございます。

これにつきましては、調査委託項目、これを示しまして、コンサルのほうから参考の見積もりという形で見積もりをとりまして、その見積もりでの予算要求、補正予算をお願いしたところでございます。きのうの全員協議会でも、今までの人口の推移、分析、それから将来の人口の推計という部分でのご意見を頂戴をいたしました。調査項目につきましては、そういった部分は取り除きながら、委託項目も精査をして、委託費につきましてもできる限り圧縮をしながら業務発注をしたいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まちづくり政策課の何ていうんですか、意義といますか、ということでございますが、まちづくり政策課の名前のおり、そういうことにはなるわけでございます。町の根幹を示すもの、第四次総合計画とかそういったものがあるわけでございますけれども、そういったものを中心にまちづくりを進めていく上で、町の政策の基本とな

る部分を、まず、政策課の中だけではないんですけれども、そこでスタートして計画をし、それを立案した中で次の課に振っていくとかですね、そういったスタートの時点といたしますか、そういった役割を1つ持っております。それから、これはまちづくり政策課に全てがそういうことではないということもありますし、逆にいえば、まちづくり政策課ではそういったことばかりやっているのではなくて、通常の業務についても役割分担の中ではやっているということでございます。昔、企画課とかそういったものがあつたわけでございますが、名前は変わっておりますけれども、そういった性格といたしますか、役割をメインにやっているかというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

8 番千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

まず、1点目の500万円に関して、項目を落としながらコンサルに依頼するということですが、そうしましたらこの500万円はあくまでも手続上出してしまったから500万円を出すけれども、今後補正でまた減額するという理解なんですか。どのぐらいの見積もりで出すのかわからないままでは、この議論はできないんじゃないかと私は判断するんですが。

それと、町長のほうですけれども、やはり私が望むところはまちづくり政策課という課の存在意義で、町がこういうふうにしてこういったものをつくるという、この町発信、どうしても外に出してしまうと、今まで全国一律にやってきたような事業になりかねないというような危惧をするところですから、そろそろ補助輪を外す、自分たちの町は自分たちの力で、データも基礎からつくりあげられるものをしていかなければ、まちづくり政策課という看板ではおかしいという感じをしたから、質問をさせていただきました。再度答弁があつたらお願いします。2点です。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

業務委託に当たりまして、コンサルへの直接人件費、その項目ごとに人員が何人か

かって全体で人件費が幾らだという、そういった直接人件費、あとはそれに対して諸経費等の一般管理費、それから間接原価とそういった項目がございまして、全体の委託料の積算という形になってございます。それで、実際に業務の発注をして入札にかけてみませんと、どのぐらい落札するかというところで、実際の委託料がどのぐらいになるかというところは、まだちょっと現段階では見えないところがございますので、大変申しわけございませんが、項目を精査した中で発注をさせていただいて、不用額については後で減額補正をお願いするという形で考えてございます。

以上でございます。

議長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

まちづくりですから自分の力でという、大和町町民の独自の力でというのは、もちろんそうだと思います。全てをやるということにつきましては、基本的な考えとかそういうものはもちろんつくるわけですが、物事を進めるに当たっては全てを職員だけでということは、なかなか現実的に難しい部分がございます。したがって、アウトソーシングといいますか、そういった部分についてお手伝いをいただくところはお手伝いをいただいた中で、もちろん基本的な考えは町ですので、町なり住民の方なり議員のお考えを基本として進めていくことはもちろんそうでございますが、その業務を全て職員だけでやるということについては、なかなか人間的な問題とかがあって難しい。それで、一部そういった委託をするということもやむを得ないのではないかというふうな判断をしておるところでございます。

それから、ちょっとさっきの話に戻して申しわけございませんが、議員が先ほど調整区域について、やむを得ないだろうなというふうに言われたというふうなお話をいただきました。このことにつきましては、きのうもご説明を申し上げましたが、そういった手法として、今、県の指導を受けながら県に申請をしている段階でございます。したがって、まだまだ決定されていることではないので、そこは誤解のないように、今、順番を追って、それぞれの地区等につきましても順番を持って県の指導を受けながら、そういった審査会なり申請をする手続なりを進めているところでございますので、まだ決定をしているということではないので、そこは誤解のないようによろしくお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

8 番千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

まず1点目ですが、課長は、どのぐらいになるかわからない、でも議会では500万円ということで、我々はこの500万円がどうかなということで疑問を持った中で、金額をこのぐらい減らしましたというものがなければ、ちょっと認めることはできないのではないかなと私は考えております。

それと町長の件は、理解はできますが、そういった答弁を何度か聞いた中で、1個ずつステップアップしていきましょうよという私の提案でございます。それと、調整区域のことは、県に相談したらいろいろこれから準備作業とかそういった審議とかはするということなのですが、私もそうだとは思っているんですが、表現がちょっと正しくなかったと思います。そういった中で、もうちょっと先に県にお伺いを立てるとか、そういうふうになれば、進み方も別だったのではないかというような私の趣旨の発言でございます。ですから、町で持っていた期間が長すぎたんじゃないか、そこはできないんだということを理由に相談する時期が遅すぎたんじゃないかということをお話しさせていただいたところです。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、お答えをいたします。

繰り返しの内容になるんですけども、先ほど申しあげました人件費の中で、その地区の現状、それから将来の見通しという部分については、全体で積算した人件費の中の十数%でございます。その部分については、最低限設計額が落ちてくるだろうと。それから入札に当たっての落札率、これによって委託額が決まってまいりますけれども、その落札率につきまして、今のところはちょっと何%で落札するという部分がなかなか見えない状況もございますので、先ほど来申し上げておりますけれども、委託項目を精査して設計額を低く抑え、不用額については減額補正させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

1歩1歩ステップアップということは、そのとおりだと思っています。できる部分はしっかり自分たちでやっていく、また、委託するところはするという形のものの中で、できるだけ自分たちのやる範囲を広げていくというところについては、そのとおり、そうやっていかなければいけないと思っております。

それから、調整区域についての手続につきまして遅れたのではないかと、結果として今になってしまいました。こういったことについては、そういったこともいえるかもしれませんが。町のほうでは、調整区域の外し方といいますか、利用の仕方という形で、まず幅広くいろいろと土地の利用について、一番広い方法で外せる方法といいますか、利用できる方法ということも考えてまいりましたし、そういったことでやったときに、なかなか厳しい、そういったものは難しいという県からの指導、そうであればこういったことに絞って、例えば今回の場合ですと、住宅地という、公営住宅か、公営住宅という形の範囲というような1つの縛りはあるところですね、そういったものでの申請の形に今なっておるわけでごさいますして、そういったさまざまを模索した結果そこまで絞ってきたんですが、それで、結果的に今になってしまったということにつきましては、ちょっと遅れてしまった感はありますが、経緯としましてはそういった中で進んでまいりましたので、ご理解のほうをよろしく願います。

8 番 （千坂裕春君）

大体のところは理解しました。

議 長 （馬場久雄君）

よろしいですか。はい。

ほかに質疑はございませんか。7番渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

それでは、1点お尋ねをいたします。

一般会計事項別明細書13ページ、7款2項13節委託料についてお尋ねをいたします。

昨日のご説明の中で、和風園の除草というのが含まれているというふうにお伺いをいたしました。それで、和風園ののり面のところに歩道があって、そこはかなり草が繁茂して覆いかぶさって歩道が使えないというような状態になっているんですけども、これは今まで補正を組んでやっておられたのか、それとも過去に、ここを利用される方は大和町民ではなくて富谷町民の方が多いわけですけども、富谷町民の方から非常にいつも草が伸びているというようなお言葉を聞いているんですが、過去には補正を組まないでそれ以前にやっておられたのか、その実情をちょっとお伺いをしたいなと思います。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

それでは、お答えさせていただきます。

7款2項1目13節委託料でございますけれども、偕楽園線の支障木伐採ということで、ご説明いたしましたと思います。この路線につきましては、過去に補正をつけるというか、当初予算でそういった支障木の伐採というのは、過去にはそういった事実がございます。今回、支障木伐採ということなんですけれども、冬場に歩道が滑るとか、あとは今現在大分木が大きくなりまして、日中でも暗くなるというようなお話がございまして、現地を調べたんですけれども、最初はいわゆる厚生年金スポーツセンターの敷地内の成木かと思っていたんですけれども、実際に現場を調査した結果、道路敷地ということが判明いたしましたので、町で今回改めて伐採という経過でございます。以上でございます。

7番（渡辺良雄君）

理解いたしました。

議長（馬場久雄君）

はい。

ほかに質疑はありませんか。9番浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

それでは、私から3点質問をさせていただきたいと思います。

事項別明細書の6ページ、まずは2款1項6目の13節委託料のお話でありました、先ほど途中までの議論があったわけでありますけれども、子育て支援住宅のコンサル業務への委託というところで、昨日全員協議会でもお話があったわけでありますけれども、先ほどのお話で、まずは委託する内容も見きわめてもう一度その中身を精査して、ということでのお話でありました。近々の課題であるかと本当に思いますので、500万円を上限として極力圧縮に努め、前に進めていただきたいと思うわけでありますけれども、あわせて子育て支援住宅となった場合、もちろん今の学童、児童の状況もあるでしょうし、町有地としても宅地が建てられる市街化調整区域外のところ、そうではないところ、あとは一部山林のところとかですね、山林であれば産業振興課なり、学校の状況なりを考えるのであれば教育総務課であるとか、組織を横断的に連携をとって、まち・ひと・しごと戦略をつくったようなプロジェクト体制で当たるべき事項ではないのかなという思いがあります。ぜひ、コンサルタントからの原案をいただいた後、ある意味各課横断的なプロジェクト体制で、何が最適なのかという部分を当たって、ぜひ前に進めていただきたいと思いますけれども、コンサルタントからの原案をいただいた後、どのような審議を庁内でされていくというお考えであるかをちょっとお伺いしたいと思います。

2点目になりますけれども、同じく事項別明細書6ページの2款1項5目18節備品購入費の314万5,000円の追加のところで確認をさせていただきたいと思います。昨日財政課長から14台の小型除雪機の購入だということでお話がありました。設置場所の説明をいただいたわけなんですけれども、ちょっと早くて全て書ききれなかったもので、再度説明をお願いしたいなと思っておりますのと、あわせてどの方が使用される予定として、今導入をなされるのかをお伺いをしたいと思います。

3点目になりますけれども、同じく事項別明細書の14ページ、7款3項1目15節の工事請負費582万2,000円の追加であります。昨日の説明では、西川右岸の巻き上げ機、これがどうもうまく機能していないということでの工事というふうにお伺いをいたしました。お伺いしておきたいのが、これははもともと今回更新をされるに当たって、何年使われた設備であったのかということと、あわせて同様の機械が何台ぐらい今あるのか、また、今後更新の見込みがあるのかという点をお伺いをしたいと思います。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、浅野議員のご質問にお答えをいたします。

地域定住策の支援業務の委託料の関係でございます。最終的に整備候補地を1カ所に絞ってという形になりますけれども、基本的には町の考え方を示し、それにコンサルタントの提案も含めて原案をつくっていただく。それをもとに、庁内でも複数の課が関係してまいりますので、庁内でさらにその案について協議、検討を重ねながら、最終的な案としてまとめてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

それでは、浅野議員のお尋ねにお答えをしたいと思います。

小型除雪機の購入の配置予定先でございますけれども、本庁舎の前と後ろの駐車場分といたしまして、まず3台。小学校、中学校全校に1台ずつ、保育所、保健福祉総合センター、文化創造センター、町の施設につきましては、主に除雪車が入ったところから正面玄関まで、歩道や何かの距離が長くて大型除雪車が入れない部分、その部分を幅80センチ程度の手押し式のエンジンがついたもので除雪を図りたいというか、効率的にしたいということで、今回措置をお願いするものでございます。

なお、運用につきましては、配置先の職員であったり、教職員であったり、用務員であったりを想定しているところでございます。以上であります。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

それでは、鳥屋樋函の開閉器装置の交換工事の件の質問にお答えをいたします。

この施設につきましては、西川地区の土地改良事業とあわせて河川改修が行われたもので、その河川改修の際に、右岸側の排水樋門を県で設置した後に、ちょっと私の記憶が曖昧なんですけれども、平成5、6年ごろに完成した後に町に移管を受けています。この開閉装置につきましては、当初受電設備が一部まだ完備していなかったも

のですから、当時は発電機で巻き上げ機を上げていたという状況でございます。その後、受電設備を整備して、平成12、13年ごろだったと思うんですけども、そのころに整備をして、使用していたという状況でございます。昨年の9月11日の大雨によって、その受電設備が冠水しまして動作不能となって、その受電設備を復旧した際に、巻き上げ機が2門あるんですけども、その片方の1門について、絶縁抵抗値というものがあるんですけども、いわゆる漏電ですね、そういったもののチェックをかけた際に、片方だけが絶縁抵抗値が著しく下がっていて、いつ動作がとまるかという状況になったものですから、片方の1門について今回交換するという工事でございます。こういった設備については、西川の今の樋門1カ所でございます、一応2門あるんですけども、その片側1つと。ですから、今後片側についても絶縁抵抗値を定期的に点検して、その抵抗値を見ながら、必要に応じて巻き上げ機更新は必要になるかなと思っております。以上でございます。

議長 長 （馬場久雄君）

9 番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

1 件目の子育て支援住宅関係のコンサルへの委託の件に関しては、了解をいたしました。ぜひ、新しい事業でもありますし、職員力が問われるところ、または職員の課をまたいだ横断的、総合的な力が試される事業になるのではないのかなと思いますので、ぜひいいものにして提案をいただきたいと思いますが、ちょっと時期的なところだけお伺いをしたいんですが、次のタイミングとしては、もちろん年度内にコンサルのところは執行されるんだと思うんですが、一応今回応札するに当たって、完了時期をいつごろということを出されるご予定であるのかを、1 点お伺いをしたいと思います。

2 件目の除雪機のお話で、本庁の駐車場用を含め14台ということでありました。小学校、中学校、その他駐車場でありますとか、歩道でありますとか、大分手押しで大変な部分はあるのも認識をしております。そういう中で、学校だけではなくて、学校周辺、例えば学校なり、まほろばホールなり、その周辺の歩道であるとか、なかなか通常町で委託する道路の除雪車で入れないような場所に、地域の方々から、いやいや貸してくれるのなら除雪するよ、なんていう声があったら貸与も今検討をされているのかどうか、もう一回お伺いをしたいと思います。

3件目の巻き上げ機の話でありました使用年数というところで、大体お伺いをして、かなり古いものであったんだなという思いをしております。1点、追加で確認をさせていただきたいと思うのが、2門あって1門が今回だめなんですというお話であって、生きていればもう1門のほうも漏電がないかを今後確認をしながら見ていかれるというお話でありましたけれども、これも大分古いわけですよね。そういう意味で、2門あわせて交換した場合というのも、新たにまたもう1門だけ交換するというと、また同じく500何万円かかる可能性が多分高いんだと思うんですが、あわせて2門を交換した場合、これに上乘せ1.5倍ぐらいで済むんだとか、そういった試算なり見積もりも取られたのかどうかをお伺いをしたいのと、あとは昨年9月の大雨が原因という中で、今回これを交換するに当たっての財源は、補助メニューが何かあったのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

浅野議員のご質問にお答えをいたします。

業務委託に当たりまして、委託項目の見直し、精査を行いながら発注の手続をこれから進めてまいります。年度内の業務ということでございますので、来年の3月いっぱいという納期限の中で発注をしてみたいと思います。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

財政課長高崎一朗君。

財政課長（高崎一朗君）

それでは、再度浅野議員のお尋ねの件について、お答えをしたいと思います。

学校周辺であっても、歩道部分についてはある程度の積雪があった場合については都市建設課のほうで予算の措置をしております。委託費のほうで歩道の除雪を指定の業者に実施していただくようにはなっておりますが、そのほかの部分、駐車場であったり、子供たちが歩く歩道部分、本当の歩道以外の歩く部分といった場合について、先生方なり用務員の方々が手が足りない場合もあろうかと思っておりますけれども、ただ、それを常態的にやっていただくとなると、万が一の事を考えますと不安が出てまいり

ます。保険や何かという対応も出てまいります、関係する教育総務課なり学校の現場なり施設の現場と、学校施設に対するPTAの方々なり地域の方々のご支援をいただくというような範疇でできないものかどうかについては、運用の面で配慮してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

お答えいたします。

その前に、先ほどちょっとお答えした件で一部訂正がございますので、お答えしたいと思えます。設置年度なんですけれども、平成9年度でした。平成9年度に譲り受けを受けております。

絶縁抵抗値なんですけれども、これに関しては安全とされるのが1メガオームといわれるもので、片方が0.1メガオームで、もういつとまっても不思議ではないと。片側の1門については2オームということで、まだ安全な範囲ということでございます。それで、こういった電気機器に関しては、そのものによって劣化の進行状況に差があるというのが通常の考え方でございます。先ほどお話しいただきました2門一度にというお話がございましたけれども、このものについてはほとんどが製品でございます。モーターを持ってきて据えつけるということなものですから、いわゆる足場とかそういった仮設にかかる費用がほとんどないものですから、2門一度にしても相当下がるという価格ではございませんので、その都度1門ずつ、1門というよりも1機ずつ交換したほうが先行投資が防げるので、その方が平準化になるかなと考えてございます。

今回の補助メニューにつきましては、災害でいわゆるそういった支障が生じたという状況ではございませんので、あくまでも巻き上げ機そのものが冠水していませんので、受電設備が冠水した際に絶縁抵抗値まで調べたという結果でございまして、いわゆる災害復旧には該当しないということでございますし、補助メニューについても今回は見つからないがために補正予算という組み方をさせていただきました。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

ほかに。12番平渡高志君。

1 2 番 (平渡高志君)

今の浅野議員と関連しますが、事項別明細書の6ページ、2款1項6目企画費の13節委託料1,283万2,000円、これは先ほど子育て支援住宅で500万円、残りは何の委託料なのかをお知らせをいただきたいと思います。

また、子育て支援住宅、きのうも説明がございましたが、きょうになって3項目のうち2項目は抜いてというようなお話ですけれども、やはりこれは我々からいちいち言われなくても精査して出さなければ、議員から言われたから直して出しますでは、私はちょっと今からいろんな施策をするには、各課同様ですけれども、やっぱりこういうことのないように、指摘されたから直すんじゃなくて、その前に幾らかでもかからないような感じで自分の課でできることはやってもらいたい。子育て支援に関しては、もうしばらく前から社会文教委員会として一緒になって進めてきた事業が前に進んだということは、大変私も嬉しく思っております。これが一番最初から、出したのがもう平成20年3月議会で三橋議員がこの定住策を言いまして、その後に私が平成21年の9月に鶴巢、落合、吉田、宮床地区の少子化対策はということと、学校周辺のまちづくりをどう考えているのかという一般質問も、もう7、8年前からやっているんですよ。今になったことは本当に、進んだのはよろしいんですけども、もう7、8年もかかっているのかと、1つの事業に対して長すぎたのかなとは私は思っております。それで今度の、今月中ですか、きのうの説明では今月中に開催される県開発審査会に出すと言いましたが、結局ある程度の場所が設定されていなければ、県でもどの辺がという雲をつかむような話ではないんですから、ある程度きのうも言いましたけれども、私は鶴巢地区なんかはもう学校周辺といっても町有地はどこにあるのかなというような、ちょっと不安なんですけれども、ですから近くにやはり町有地、公有地に限らずそういう、あるいは民地でも買収してもいいのかなと思うんですよ、落合にしろ。結局必ず町有地にこだわるために大平児童館とか報恩寺児童館とか、まるつきり遠いところにわざわざ金をかけて設計業務までしたという経緯がありますし、鶴巢の場合は財産区はないんですけれども、20何町分の山があった中で、10町分はもう土とり業者に1億円ぐらいで、7、8年ぐらい前ですか、売却しているんですよ。そういう金だっているわけですよ。またその隣に10町分、それも土砂業者が欲しがっている、進んでいけばまたそこも売却できるんですよ。ですから、そういうお金が入ってくるのがあるんですから、私は近くの場合のいい民地があれば、それを買っても同じだと思うんです。ですから、やっぱりそういう感じで、必ず町有地とかに限

らず幅広く探していただいて、将来何戸が必要なのか、1戸を建ててそれで終わりなのか、1区画で終わりなのか、やはりその地区、地区にも、例えば私は前から各集落に5戸か10戸ぐらいの、集落も活気が出てくるのではないかというような提案もしておりますし、今鶴巣小学校のPTA会長のサイトウ君かな、あれは大平の土地が売れているところを見て、あそこは県道松島線を通っているって、ここは売れているなっということで買ってそこにして、今PTAの会長までしてくださっているんですね。鳥屋地区にしても、ちょっとした宅地を10区画に分けてそこに10世帯が入って、そこで鶴巣の人口がふえて、また鳥屋地区も今活発に行政がなされているとそういうことがありますから、1カ所に何十区画とかではなく、各地区に5区画でも10区画でもいいからそういうのをつくって、やっぱりそういうような施策も私はやってほしいと思いますので、まずそれとですね、あとは15節工事請負費で7,725万8,000円、南部コミュニティセンターの駐車場、またいろんな施設等が出ていますけれども、これは防災倉庫も多分建てるのかなとは思いますが、南部コミュニティセンターは災害のときに避難する場所がないということで防災センターも兼ねるといような位置づけであそこは始まったと私は記憶しているんですけれども、その付設消防団のほうからも第2分団宮床地区からも、もみじヶ丘、杜の丘に班があります。また、石倉のあの辺の向原ですか、あの辺の消防団も、南部コミュニティセンターができた場合はあそこに消防ポンプが1台欲しいということでの要望もあったわけですが、そういうのは加味されているのかどうか、2点についてお伺いいたします。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、平渡議員のご質問にお答えをいたします。

2款1項6目の業務委託費1,283万2,000円でございます。先ほど来ご説明申し上げております子育て支援住宅関係の地域定住策検討業務が500万円、それからテレビの受信障害調査業務委託、こちらが783万2,000円でございます。これにつきましては、平成16年に設置をいたしました町内4地区の受信施設がございます。デジタルからアナログに切りかわったということで、改めて受信障害の調査を行って、これからの改修計画、そういったものの参考にしてまいりたいと考えてございます。

それから15節の関係で、消防団の車庫の関係でございますが（「その前にもう1

点」の声あり) はい、予定先地の選定に当たりましては、鶴巢の大崎地区ですと農協の跡地でありますとか、そこですといろんな大雨のときの課題もあろうかと思えます。それから鶴巢教育ふれあいセンターでの利用の可能性、そういったものも含めて検討して、町有地としての適地がなければ、後は民地も含めて広く検討してまいりたいと思えます。

それから、15節の工事請負費の関係で、今回の工事請負費につきましては、多目的広場の工事、駐車場の工事、それから南北の構内の通路の工事、こういったものでございます。議員からのご質問でございました消防団の車庫の関係でございますけれども、これにつきましては将来建設が計画されているということで、そちらのスペースをとった形で駐車場の工事を行う予定にしております。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

12番平渡高志君

1 2 番 (平渡高志君)

今、鶴巢地区においては場所がある程度示されたわけではありますが、確かに農協の跡地、あそこは少し高くすれば私は大丈夫なのかなと、今は少し低い状況ですから。また、鶴巢ふれあいセンター、あればいいんですけども、あとは北目地区でも、やはり砂金沢、鳥屋地区、あの周辺まで兼ねても何区画かあれば、私は5区画でも分散してやれば、この地区もさっき言ったとおり行政区が活発になりますし、そういうふうに今回1回だけではなく、将来にわたって計画していく方向性なのか、今回だけそこだけっていうのか、それとも将来にわたって少しずつふやしていくのか、それをお聞きしたいと思います。鶴巢だけではなく、落合にしろ宮床にしろ、少しずつ近くのところがあれば、空き家があってそこが壊されてあれば、そこにだって3軒、何軒、農家の面積は広いですからね、そういうところに将来できるのならやるのか、やっぱりそういうことも含めて人口フレームを考えていかないと、言ったとおり平成35年以降からはだんだん下降気味になると、やはり1カ所だけではなく地区、行政区をまたいで何軒かずつふやしていったほうが将来いいのかなと思えますが、そこについて。

また、消防ポンプ小屋ですね、防災倉庫、備品、保存食料も兼ねたところも多分つくらなければならないでしょうから、やっぱりそこも一緒をお願いをしたいと思えます。その件について。

議 長 (馬場久雄君)

1点、いいですね。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいま将来的なこともお話しでしたので、将来的にもっとどんどん広げていくのかというお話です。今回は、まず各地区にそれぞれにそういった、こういった形になるかは別としまして、設置をしていこうという考え方がまず第1弾でございます。将来的にそれが効果があれば、そういったことについての考え方が広がっていくというふうに思っておりますが、今、じゃあどこに何軒ふやすとかっていうことではなくて、まず第1弾をスタートして、そしてその効果、または地区によっていろんな効果も違って来るかもしれません。そういったことも見きわめながら、将来的に有効な制度とどうかやり方があれば、そういったことは取り組んでいきたいというふうには思いません。

議 長 (馬場久雄君)

12番平渡高志君

1 2 番 (平渡高志君)

そうですね、とりあえず、まず最初をやらなければ進まないわけですからやって、やはり我々鶴巣でも経験がありますから、ふえていてその地区なんて発展して、今現在発展している行政区、鳥屋地区ですけれども、そういうところも見ていますので、必ず1つつくれば次、次となっていくと思いますので、その方向でご期待を申し上げまして、私の質問を終わります。答弁はいりません。

議 長 (馬場久雄君)

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わらせていただきます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午前11時01分休憩

午前11時11分再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11「議案第64号 平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第11、議案第64号 平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第65号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第12、議案第65号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第66号 平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計補
正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第13、議案第66号 平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第67号 平成28年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第14、議案第67号 平成28年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第68号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第15、議案第68号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第69号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第16、議案第69号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第70号 平成28年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第17、議案第70号 平成28年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第71号 平成28年度河川改修工事（準用河川小西川外
1）請負契約について」

議長（馬場久雄君）

日程第18、議案第71号 平成28年度河川改修工事（準用河川小西川外1）請負契約
についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第72号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について」

議長（馬場久雄君）

日程第19、議案第72号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第73号 黒川地域行政事務組合格約の変更について」

議長（馬場久雄君）

日程第20、議案第73号 黒川地域行政事務組合格約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第74号 吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合規約
の変更について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第21、議案第74号 吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合規約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。8番千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

議案書の42ページでございます。この条例の変更は、富谷町が富谷市に変更になるということの改定と理解しておりますが、その中で4条の大和町の所在ですね、これを今の時期に変更するということの説明をお願いいたしたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

本来ならば、平成22年の大和町のこちらの西桧木に移ったときに処理をすべきではあったと思うんですけども、今回おくれたような形になったことは、私のほうから申しわけなく思っております。また、関係機関にもこのことについてご迷惑をかけたということで、おわびをしたいと思います。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑はありませんか。

質疑ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第75号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について」

議長（馬場久雄君）

日程第22、議案第75号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23「議案第76号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更について」

議長（馬場久雄君）

日程第23、議案第76号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24「議案第77号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について」

議長（馬場久雄君）

日程第24、議案第77号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25「議案第78号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査
会共同設置規約の変更について」

議長（馬場久雄君）

日程第25、議案第78号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置
規約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26「議案第79号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更につ
いて」

議長（馬場久雄君）

日程第26、議案第79号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてを議題
とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27「認定第1号 平成27年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

日程第28「認定第2号 平成27年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第29「認定第3号 平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第30「認定第4号 平成27年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第31「認定第5号 平成27年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第32「認定第6号 平成27年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第33「認定第7号 平成27年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第34「認定第8号 平成27年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第35「認定第9号 平成27年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第36「認定第10号 平成27年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第37「認定第11号 平成27年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第38「認定第12号 平成27年度大和町水道事業会計歳入歳出決算
の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第27、認定第1号 平成27年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第38、認定第12号 平成27年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長千坂俊範君。

会計管理者兼会計課長（千坂俊範君）

それでは、議案書の53ページをお願いいたします。

認定第1号 平成27年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけまして議会の認定をお願いするものでございます。

お手元に配付をいたしております平成27年度大和町各種会計歳入歳出決算書、厚い冊子になります。それとあわせまして議案説明資料、認定1号関係（平成27年度一般会計歳入歳出決算）会計課と記載のある資料、5ページほどの資料でございます。あわせてごらんをいただきたいと思っております。

最初に、各種会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをごらんいただきたいと思っております。

議長（馬場久雄君）

課長、ちょっとお待ちくださいね。1番議員から4番議員まで書類出ていますか。オーケーですね。今説明入りますので、よろしく申し上げます。

会計管理者兼会計課長（千坂俊範君）

それでは、厚い決算書でございます。1ページ、2ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらは一般会計と10の特別会計、それぞれ決算額が記載されております総括表となっております。一番上が一般会計でございます。歳入につきましては、収入済額が113億5,721万8,125円、また歳出の支出済額は104億563万1,695円となりまして、差引残額は9億5,158万6,430円となったところでございます。

それでは、ページを3ページ、4ページをお願いいたしたいと思います。

こちらは一般会計歳入款別集計表でございます。一番下の歳入合計の行をごらんください。予算現額の計は112億5,730万3,000円、調定額は117億4,851万8,986円、収入済額は113億5,721万8,125円となっております。不納欠損額は733万2,431円でございます。収入未済額は、調定額から収入済額を差し引き、さらに不納欠損額を差し引いた額でございます。3億8,396万8,430円となっております。予算対比につきましては100.89%に、調定対比につきましては96.67%となっております。

5ページ、6ページにお進みいただきます。歳出款別集計表でございます。こちら一番下の歳出の合計の行をごらんください。

予算現額の計につきましては、歳入と同額でございます。支出済額につきましては、予算現額の右側でございます。104億563万1,695円となっております。また、翌年度繰越額につきましては、繰越明許費が5億4,105万8,000円でございます。予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引きました金額が不用額として3億1,061万3,305円となっております。予算対比の執行率につきましては、92.4%でございます。

それでは、一旦議案説明資料、薄い冊子のほうですね、こちらをお開きをいただきたいと思います。

こちらの4ページをごらんいただきたいと思います。決算額を平成26年度と比較しました表でございます。4ページ、決算額の歳入でございます。

金額または増減率の大きな款につきまして、万円単位で説明をさせていただきたいと思います。表右側の差し引きと増減率の欄をごらん願いたいと思います。

まず、1款町税でございますが、差し引きで6億229万円、13.7%の増となっております。歳入全体に占めます構成比につきましては44.1%でございます。

2款地方譲与税は、国税として徴収した租税が地方公共団体に譲与されるもの、3款利子割交付金から8款自動車取得税交付金につきましては、県が徴収した税金の一部が市町村に交付されるものでございまして、記載のとおりとなっております。なお、6款地方消費税交付金が1億9,239万円、61.9%の増となりましたのは、平成26年に地方消費税率が引き上げられたものが平年度化されたことによるものでございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、10款地方特例交付金は記載のとおりでございます。

11款地方交付税は2億3,417万円、12.9%の増でございます。構成比につきましては、18.1%となっております。普通交付税は減額となりましたものの、特別交付税、

震災復興特別交付税が災害やごみ焼却施設の地方負担分が算定されて増額となりましたことから、交付税全体で増額となったものであります。

12款交通安全対策特別交付金から20款繰越金につきましては、記載のとおりでございます。

21款諸収入はマイナス1億2,544万円、28.3%の減になったところでございます。これは、前年度に企業立地奨励金の返還があったことによるものでございます。

22款町債はマイナス1億7,670万円、34.8%の減となっております。これは現年度に無線放送施設整備事業債、公立学校施設整備事業債の借入れがあったことによるものでございます。

歳入の合計では、8億447万円、7%の増となったところでございます。

続きまして、5ページの歳出でございます。

こちらにつきましても、差し引きと増減率の欄をごらんいただきます。

1款議会費から3款民生費につきましては記載のとおりでございます。

4款衛生費は3億1,045万円、25.2%の増でございます。黒川行政事務組合のごみ焼却施設整備に係る負担金の増加などによるものでございます。

5款農林水産業費は1億4,639万円、82.5%の増でございます。農地中間管理事業の補助金、多面的機能支払交付金などによるものでございます。

6款商工費は1億4,617万円、70.2%の増でございます。企業立地奨励金や用地取得助成金の増加によるものでございます。

7款土木費、8款消防費は記載のとおりでございます。

9款教育費はマイナス2億9,531万円、20.9%の減でございます。こちらにつきましては、前年度に小野小学校校舎増築事業があったことによるものでございます。

10款災害復旧費は2億1,168万円、441.2%の増となっております。台風18号豪雨の災害復旧事業によるものでございます。

11款公債費は記載のとおりでございます。歳出の合計では6億674万円、6.2%の増となったところでございます。

次に、決算の事項別明細の概要につきましてご説明をさせていただきます。厚い冊子のほうにお戻りをいただきたいと思います。

17ページ、18ページをお開きいただきたいと思います。

歳入について、節ごとの記載がなされております明細となっております。備考欄には詳細が記載されてございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。こちらの金額の説明も万円単位とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、1款町税でございます。調定額が表の中ごろ、ページでいうと18ページになりますけれども、記載されております。51億1,734万円でございます。収入済額は50億953万円に、不納欠損額は664万円になってございます。不納欠損は、地方税法の規定に基づきまして処分の手続を行ったことによるものでございます。収入未済額は1億116万円となっております。

次に、1項町民税でございます。収入済額が19億4,004万円。前年度と比較いたしますと4億2,395万円、28.0%の増となっております。

内訳といたしまして、1目個人におきましては、収入済額が12億832万円で、前年度より8,261万円の増となっております。また、2目法人におきましては収入済額が7億3,172万円、前年度比較で3億4,133万円の増となったところでございます。

次に、2項固定資産税は、収入済額が24億6,725万円で、前年度と比べますと1億6,791万円、7.3%の増となりました。1目固定資産税が24億2,581万円、2目国有資産等所在市町村交付金が4,144万円でございます。交付金の内訳は備考欄に記載のあるとおりでございます。

3項軽自動車税は収入済額が6,148万円で、前年度より190万円、3.2%の増となっております。

ページをお進みいただきたいと思ひます。19、20ページでございます。

4項町たばこ税は、収入済額が3億1,930万円となり、前年度比較でこちらはマイナスの192万円、率にしますと0.6%の減でございます。

5項入湯税は収入済額31万円で、前年度に比べて1万円の減となっております。

6項都市計画税は収入済額2億2,112万円で、前年度比較で1,047万円、5%の増となっております。

次に2款地方譲与税につきましては調定額2,128万円で、1項1目1節自動車重量譲与税、ページをお進みをいただきたいと思ひます。21、22ページ、2項1目1節地方揮発油譲与税ともに収入済額は調定額と同額となっております。

3款利子割交付金から6款の地方消費税交付金につきましても調定どおりの収入済となっているところでございます。

23ページ、24ページをお開きいただきたいと思ひます。

7款のゴルフ場利用税交付金から、9款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましても、調定額どおりの収入済額でございます。

25、26ページにお進みください。

10款地方特例交付金から12款交通安全対策交付金につきましても、調定どおりの収

入済額でございます。なお、11款地方交付税の内訳は備考欄に記載のあるとおりでございます。

27ページ、28ページをお開きいただきたいと思います。

13款分担金及び負担金でございますが、1項分担金につきましても調定どおりの収入済額となっております。

2項負担金は、1目1節老人福祉費負担金が243万円の収入済額でございます。

2節児童福祉費負担金は、保育所及び認可保育園3園への入所・入園に係る保育料でございますが、1億2,356万円の収入済額で、64万円が収入未済額となっております。

14款使用料及び手数料1項使用料につきましては、6,896万円の収入済額で、1目総務使用料から6目教育使用料までそれぞれ施設などの使用に対して収納がなされたものでございます。

29ページ、30ページにお進みをいただきます。これらのうち1目総務使用料1節施設使用料の収入未済額3万8,280円につきましては、吉岡コミュニティセンター使用料の分でございます。出納閉鎖後に納入されてございます。

次に、5目土木使用料3節住宅使用料でございますが、町営住宅入居者に対する家賃収入、住宅敷地の使用料として3,621万円の収入済額でございます。377万円が収入未済額となっております。

31ページ、32ページをお願いいたします。

2項手数料は5,278万円の収入済額でございます。1目総務手数料から4目土木手数料までの手数料でございますが、それらのうち3目1節清掃手数料で1万3,000円の収入未済額がございます。廃棄物の処理手数料に係るものでございます。

33ページ、34ページをお願いいたします。

15款国庫支出金でございます。1項1目民生費国庫負担金は、収入済額7億7,064万円でございます。1節保険基盤安定負担金から5節老人福祉費負担金まで、それぞれの費目に対する負担金収入でございます。

次に、2目2節公立学校施設災害復旧費負担金の収入未済額につきましては繰越明許費となるものでございます。

ページを35ページ、36ページをお願いいたします。

2項国庫補助金の1目1節無線放送施設整備補助金につきましては、収入済額の1億857万円が平成26年度からの繰越事業分でございます。収入未済額1億6,913万円につきましては、平成28年度への繰越明許費となっております。

2 節電子計算費補助金の収入未済額72万円は、繰越明許費の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費でございます。

3 節地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、平成26年度からの繰越事業、地方版総合戦略策定事業プレミアムつき商品券発行事業などの交付金でございます。

4 節個人番号カード交付事業費補助金及び5 節個人番号カード交付事務費補助金は、調定額とおりの収入済額でございます。

2 目民生費国庫補助金は、5,652万円の収入済額でございます。1 節障害者福祉費補助金から6 節子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金までの補助金収入でございますが、2 節児童福祉費補助金、3 節臨時福祉給付金給付事業費補助金、次のページになりまして、4 節臨時福祉給付金給付事務費補助金にそれぞれ収入未済額がございますけれども、こちらにつきましては繰越明許費でございます。

3 目衛生費国庫補助金は、1 節保健衛生費補助金及び2 節清掃費補助金で649万円の収入済額となっております。

4 目1 節農業費補助金は、564万円の収入済額でございます。

5 目土木費国庫補助金は、1 節道路橋りょう費補助金及び2 節社会資本整備総合交付金で1 億5,445万円の収入済額でございます。

39ページ、40ページをお願いいたします。

6 目1 節災害対策費補助金につきましては、68万円の収入済額でございます。

7 目教育費国庫補助金は、1 節教育総務費補助金から3 節中学校費補助金まで2,300万円の収入済額でございます。

8 目1 節特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては2 億477万円の収入済額でございます。こちらにつきましては、子供医療費助成事業、高田線舗装工事、台ヶ森線舗装改良工事などによるものとなっております。

3 項委託金は、1 目総務費委託金及び2 目民生費委託金で697万円の収入済額でございます。

41ページ、42ページをごらん願います。16款県支出金でございます。

1 項1 目民生費県負担金は、1 節保険基盤安定負担金から6 節災害救助費負担金まで3 億7,686万円の収入済額となっております。こちらは、国庫負担金と同様に県負担分の収入となっております。

2 項県補助金1 目1 節市町村消費者行政活性化事業費補助金は、102万円の収入済額でございます。

43ページ、44ページをお願いいたします。

2目民生費県補助金は、1節社会福祉費補助金から3節児童福祉費補助金まで6,080万円の収入済額となっております。

3目衛生費県補助金は9,046万円の収入済額でございます。そのうち2節環境衛生費補助金は、宮床中学校ほか3カ所に設置をいたしました再生可能エネルギー導入事業によるものとなっております。

4目農林水産業費県補助金は、1節農業費補助金及び2節林業費補助金の9,994万円の収入済でございます。

45ページ、46ページをお願いいたします。

5目消防費県補助金は1節災害対策費補助金及び2節非常備消防費補助金の92万円の収入済額でございます。

6目1節市町村振興総合補助金は961万円の収入済額でございます。備考欄記載の10の事業の補助金収入となっております。

ページをお進みいただきたいと思っております。47、48ページでございます。

7目1節の緊急雇用創出事業補助金は、2,718万円の収入済額となりました。震災対応等の臨時職員雇用や、小中学校学級支援サポーター配置事業、児童学習支援員配置事業などに対する補助金収入でございます。

8目1節みやぎ環境交付金は、421万円の収入済額となっております。防犯灯省エネ改修事業の補助金収入でございます。

9目災害復旧費県補助金は1節の農地等災害復旧事業補助金、3節被災者児童生徒就学支援事業補助金で、911万円の収入済額となっております。

3項委託金は、1目総務管理費委託金から3目教育費委託金まで6,793万円の収入済額でございます。

49ページ、50ページをお願いいたします。

次に、17款財産……。

議長（馬場久雄君）

まだ説明が途中なんです、ここで休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

午後12時00分 休憩

午後1時00分 再開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者兼会計課長千坂俊範君。

会計管理者兼会計課長 （千坂俊範君）

それでは、決算書49、50ページをお開きいただきたいと思います。

17款財産収入から引き続きご説明をさせていただきます。

17款1項1目1節土地建物貸付収入は317万円の収入済となっております。

51ページ、52ページをお願いいたします。

2目1節利子及び配当金は700万円の収入済でございます。財政調整基金など15の基金の利子及び配当金でございます。

2項財産売払収入は32万円の収入済でございます。

次に、18款の寄附金でございます。53ページ、54ページをお願いいたします。

2目1節社会福祉費寄附金40万円、3目1節教育総務費寄附金370万円、2節社会教育費寄附金5万円、4目1節ふるさと寄附金160万円の収入済となっております。

19款繰入金は、1項特別会計繰入金が3財産区特別会計と国民健康保険事業勘定特別会計の1,247万円の収入済額でございます。

55ページ、56ページをお願いいたします。

2項基金繰入金は、3目東日本大震災復興基金繰入金から5目長寿社会対策基金繰入金まで9,398万円の収入済額でございます。

57ページ、58ページをお願いいたします。

20款繰越金は、前年度からの繰越金が繰越明許費、事故繰越をあわせまして3億5,385万円の収入済額でございます。

21款諸収入は、1項1目延滞金につきまして368万円の収入済額でございます。

2項1目1節町預金利子につきましては、38万円の収入済でございます。

3項貸付金元利収入は、59、60ページにお進みをいただきたいと思います。1目1節民生費貸付金元利収入が173万円の、2目1節商工費貸付金元利収入が預託金の償還4,330万円の、3目1節土木費貸付金元利収入が大和流通株式会社貸付金の償還5,490万円の収入済額でございます。

4項受託事業収入は、1目1節の自転車競技場管理受託事業収入が844万円の、2

目 1 節農地中間管理機構受託事業収入が20万円の収入済額でございます。

5 項雑入 1 目 1 節雇用保険料納付金は、52万円の収入済額でございます。

2 節給食費納付金は、収入済額が 1 億1,383万円でございます。不納欠損額68万円がございまして、収入未済額は147万円となっております。

61ページ、62ページをお願いいたします。

2 目 1 節場外車券売場交付金は、772万円の収入済額でございます。

3 目 1 節の雑入は、収入済額8,289万円となっております。備考欄記載のとおり、電話使用料などございまして、収入未済額2,258万円につきましては、小鶴沢処理場関連事業受託事業費の繰越明許費となっております。

次に、22款の町債でございますが、63ページ、64ページをお願いいたします。

1 項 2 目衛生債から 4 目災害復旧債までの 3 億3,050万円の収入済額です。

以上が、一般会計の歳入でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

それでは、続きまして歳出のほうに移らせていただきます。決算書が65ページになります。あわせて主要な施策の成果に関する説明書26ページ以降をご参照を願いたいと思います。よろしいでしょうか。

1 款の議会費から説明をさせていただきます。

1 款 1 目議会費につきましては、議会の運営に要したもので、本議会、臨時会、各常任委員会等の活動に要した経費及び議員職員の人件費が主たる内容でございます。

1 節報酬及び 9 節旅費につきましては、議員18名分の報酬及び費用弁償並びに常任委員会の視察旅費等でございます。

2 節給料は、職員 3 名分の給料。3 節は職員の各種手当等及び議員の期末手当。4 節は共済費等の人件費に係るものでございます。

なお、以下各款・科目の 2 節から 4 節までの人件費関係につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

8 節報償費につきましては、議会広報に掲載をいたしました小中学生からの記事に対する謝礼として図書カードを購入したものでございます。

10 節交際費は、議長交際費でございます。

11節需用費につきましては、議会だよりを年4回発行した印刷製本費等に要した費用などがございます。

12節役務費につきましては、切手代など通信運搬に要した経費。

続きまして67ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、会議録作成委託料などがございます。

14節使用料及び賃借料は、常任委員会視察研修時等の有料道路通行料でございます。

19節負担金補助及び交付金は、宮城県町村議会議長会並びに宮黒町村議会議長会への負担金及び政務活動費の交付金でございます。

次に、総務費でございますが、2款1項1目一般管理費でございます。決算書は引き続き67ページ、説明書につきましては32ページから34ページをご参照願います。一般管理費につきましては、一般管理費のほか職員研修事業、公用車運行管理、職員の健康管理、行政区設置及び黒川行政事務組合負担金などに要した費用でございます。

1節報酬につきましては、区長62名、産業医1名に係る報酬でございます。

決算書69ページをお願いいたします。

8節報償費は、顧問弁護士への報償費のほか、退任区長への記念品等に要した経費であります。

9節旅費は、区長への費用弁償、町長の企業誘致活動、関東・東北豪雨による災害に係ります要望等に要した旅費、職員の研修旅費でございます。

10節は、町長交際費でございます。

11節需用費につきましては、事務用コピー代、消耗品、新聞・図書等の購入代、公用車の燃料代等に要した費用でございます。食糧費につきましては、区長会議の費用でございます。

12節役務費につきましては、電話通信費、公用車の車検に係る印紙代、公用車保険料、職員ボランティア保険料でございます。

13節委託料につきましては、県公平委員会への事務委託のほか、職員採用試験の委託、区長配達業務委託、職員研修の委託、職員の健康診断業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料は、公用車の有料道路通行料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合の管理運営費や宮黒町村会への負担金のほか、区長会への事業活動に対する補助金等でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、宮城県移譲事務交付金等の前年度実績による償還金でございます。

決算書71ページをお願いいたします。

27節公課費でございますが、町長車の自動車重量税でございます。

次に、2目文書広報費でございます。文書管理、広報広聴に要した費用でございます。説明書につきましては、35ページ、36ページをご参照願います。

1節報酬につきましては、情報公開審査委員並びに個人情報保護審査委員の委員報酬ですが、審査会の開催はなかったものでございます。

8節報償費につきましては、広報編集委員研修会の講師謝礼でございます。賞賜金につきましては、広報モニターへの謝礼としての図書カードの購入代。

9節旅費につきましては、広報セミナーに担当者が出席したものでございます。

11節需用費につきましては、コピー代金、広報たいわ月平均1万1050部の印刷に要しました印刷製本費のほか、例規集の追録代等でございます。

12節役務費につきましては、郵便の後納料金、電話料金、インターネット等の通信料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、印刷機、ファックス、例規システムなどの機械の借上料でございます。

19節負担金補助及び交付金は、社団法人日本広報協会への会費負担金、広報セミナー参加費用でございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、決算書引き続きまして71ページ、72ページ、3目財政管理費になります。主要な施策の成果に関する説明書につきましては、36ページ以降になります。

なお、主要な政策に関する説明書1ページから11ページまで、概要を文言で説明書きとして記載をさせていただいておりますけれども、11ページの最下段のほうにも記載してございますが、この概要の金額でございますが、各種決算額につきましては、地方財政状況調査、一般に決算統計と申しておりますけれども、それを通じまして県に報告いたします際に分析をさせていただいた数字でございますので、厚手のほうの大和町各種会計歳入歳出決算書の総計以外の数字とは若干相違がある場合もございますので、ご了承賜りたいと思います。この機会にご説明をさせていただきました。

そのほか財政課で配付している資料といたしましては、決算に関する説明の内訳、

財政課というA4横長の薄手のものがございます。内容につきましては、決算額に關します一般会計の歳出款別、節別の集計表、決算に關する説明のうちの委託料の内訳を課ごと、説明の内容ごとに集計したものでございます。あとは決算に關する説明のうち補助金の内訳についても詳細を記載してございますので、後ほどご参考にご参照いただければと思います。

それでは、決算書71ページ、72ページに戻らせていただきます。

2款1項3目財政管理費であります。8節報償費につきましては、入札監視委員会委員の報償費でございます。11節需用費につきましては、コピー代、予算に關する説明書、主要な施策の成果に關する説明書の印刷代、参考図書等の購入費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、地方財務協会、全国森林環境税創設連盟への負担金でございます。

25節積立金につきましては、71、72ページから翌ページ73、74ページにかけてでございますが、まちづくり基金への1億7,000万円の基金積立と利子分22万7,000円、ふるさと応援基金163万円と利子分1,000円、そのほかにつきましては、4基金の利子分の積み立てとなっております。73ページ、74ページでございます。右上段に明細を記載してございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

会計管理者兼会計課長千坂俊範君。

会計管理者兼会計課長（千坂俊範君）

続きまして、4目会計管理費でございます。

11節需用費につきましては、伝票用紙、ファイル代、コピー代、図書追録代などの消耗品費、決算書、請求書用紙、名入り封筒などの印刷製本費でございます。

12節役務費につきましては、電話料並びに集配金手数料、口座振り込みの回線利用料、公金口座取扱手数料でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

73ページ中段でございます。

2款1項5目財産管理費でございます。成果に関する説明書につきましては、引き続き36ページ以降となっております。

この財産管理費につきましては、吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センターの施設維持管理に要した経費について支出したものがございます。3施設の利用状況は、成果に関する説明書の翌ページ、37ページに利用状況を掲載してございます。ご参照いただければと思います。そのほかの経費といたしましては、公用車、普通財産、庁舎の管理経費でございます。

節ごとでございますが、7節賃金につきましては、施設の事務補助、清掃員、巡視員等の賃金でございます。

11節需用費につきましては、各施設の光熱水費、燃料費、修繕料、公用車の車検整備、消耗品代等でございます。

12節役務費につきましては、通信費及び施設の火災保険料、並びに公用車の損害保険料、自賠責保険料等でございます。

13節につきましては、本庁舎の清掃費、宿日直の業務の委託、マイクロバスの運転業務の委託、各種普通財産の管理委託、吉岡コミュニティセンターの窓口業務の委託、消防施設の保守点検等が主な内容でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、旧NTT局舎施設の庁舎の借り上げ分やテレビの聴視料、公用車の借り上げ料等になってございます。

決算書翌ページ、75ページ、76ページをお願いいたします。

15節工事請負費につきましては、高田コミュニティセンターの舗装及び外構の修繕工事のほか、9月の関東・東北豪雨災害によります、管理しております水路や高田倉庫の側壁と棚の改修工事に要した経費でございます。

18節備品購入費につきましては、庁用、事務用の椅子並びに車庫等控室の空調機器の購入費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区防火管理協議会と黒川地区安全運転管理者会の負担金、防火管理者の資格取得講習会受講料でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、役場庁舎並びにリサーチパークの代替地として取得いたしました財源に対します元金2,082万1,000円、利子71万9,000円の償還でございます。

27節公課費につきましては、公用車、共用車の自動車重量税でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

続きまして、6目企画費でございます。主要な施策の成果に関する説明書37ページから39ページをあわせてご参照願います。

企画費は、広域行政の推進、第四次総合計画の中間見直し事業、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業、（仮称）南部コミュニティセンター建設事業、観光等プロモーション事業、地域情報通信基盤整備事業、防衛施設周辺整備対策、米軍実弾射撃移転訓練に伴う安全対策、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金への積み立て、地域活性化事業、町民バス・デマンドタクシー運行事業、金取地区地域振興事業に関する費用でございます。

1節報酬につきましては、総合計画審議会委員の報酬でございます。

3節職員手当等につきましては、米軍実弾射撃移転訓練業務、総合計画見直し検討部会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略検討部会の際の時間外勤務手当でございます。

8節報償費につきましては、地域公共交通会議委員、及びまち・ひと・しごと創生会議委員の報償金でございます。

9節旅費につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償でございます。

11節需用費でございますが、コピー料金、事務用品のほか、町民バスのタイヤ購入、町民バスの車検整備費用等でございます。

12節役務費につきましては、（仮称）南部コミュニティセンター建設確認申請手数料、テレビ難視区域に設置しております共同受信施設の共済分担金、町民バス自賠責保険料等でございます。

13節委託料につきましては、町民バス・デマンドタクシーの運行业務委託料、宮床・吉田地区への光ファイバー網を町で設置しておりますが、光ファイバー網の保守業務委託料、総合計画中間見直し支援業務委託料、総合戦略策定支援業務委託料、（仮称）南部コミュニティセンター新築工事施工管理業務委託料、金取北地区町道支障木撤去業務委託料等でございます。

77ページ、78ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、光ファイバー網設置に伴います電力柱、電話柱への添架料等でございます。

15節工事請負費につきましては、（仮称）南部コミュニティセンター新築工事の前払い金、吉岡商店街空き店舗改装工事の前払い金、金取北地区地域振興事業として防犯灯新設工事に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、財団法人東北活性化研究センターほか10協議会への負担金、（仮称）南部コミュニティセンターの給水加入金及びふるさと産品開発協議会ほか2団体への活動費補助金でございます。

25節積立金につきましては、子ども医療費助成事業の基金積立金でございます。

27節公課費につきましては、町民バス3台分の重量税でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

次に、7目電子計算費でございます。電子計算機器等の管理運営に要した費用になります。説明書につきましては、40ページをご参照願いたいと思います。

11節需用費でございます。電算関係消耗品のほか、コンピューターウイルス対策ソフトなどのライセンス更新料でございます。

12節役務費につきましては、インターネット接続料、サーバー使用料、データ光通信回線通信網の使用料、通信料等の通信費用でございます。

13節委託料は、電算業務処理に伴います総合行政情報システム保守業務、各種電算システム運用に伴います支援保守業務などと、マイナンバー制度対応システム改修業務、公式ホームページ再構築とシステム運用保守業務等の委託を行ったものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、住民基本台帳税システムの大和町総合行政システムや財務会計、人事給与、施設管理など情報処理と情報管理を行うためのシステム等の借り上げ料になるものでございます。

18節備品購入費につきましては、サーバー室内の監視カメラ及び顔認証ハードウェアを購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、マイナンバーに係ります自治体中間サ

ーバーの利用負担金、県高度情報化推進協議会負担金及び宮城県市町村電子申請システムの共同利用負担金でございます。

なお、13節委託料で1,610万円ほど、18節備品購入費で3,253万円ほどの多額の不用額が生じておりますので、若干お時間を頂戴をいたしましてご説明をさせていただきたいと思っております。

この予算につきましては、情報セキュリティ強靱化対策に係るものでございまして、昨年5月の日本年金機構による100万件以上の個人情報の漏えい、さらに6月12日の長野県上田市での情報漏えいの発生、またマイナンバーの導入等によりまして、総務省が自治体のセキュリティーに係ります抜本的な対策について検討を行い、昨年10月に国から対策案が示され、マイナンバーの情報連携が始まる平成29年7月までに各地方自治体の総情報セキュリティ強靱化に努めるよう説明があったところでございます。その後、国から各地方公共団体に情報セキュリティ強靱化に努めるよう通知があるとともに、平成28年1月12日に県による説明会があり、国の平成27年度補正予算で地方公共団体にセキュリティ強靱化の補助を行う説明があった際に、国の予算と町の予算年度を一致する条件で補助対象との説明があり、実際の対策は平成28年度になることから明許繰越するよう指示があり、平成27年度の3月補正で歳入として国の補助金を予算化、計上と、歳出として町全体のセキュリティ強靱化の予算全額を計上したものでございます。補助金の基準額につきましては、1,440万円でございます、2分の1の国庫補助でございます。歳入は720万円を計上いたしております。歳出予算を計上いたしましたのは7,241万円ほどでございます、その後、事業執行準備に当たり事業内容の精査を行い、県とも協議をする中で、歳出経費の中に補助対象としては不明確な部分があることが判明いたしまして、対象事業を見直した結果、補助事業は2,515万円となりまして、その額を平成28年度への繰り越しとしたものでございます。その結果、一般財源で対応いたします4,863万8,000円につきましては不用額となったものでございます。この不用額は、時期的には3月専決によります補正予算で減額することも可能でしたが、結果的に事務手続を行わなかったことから不用額としての計上となったものでございます。また、歳入予算につきましては、事業費が補助基準額1,440万円を上回る補助対象金額2,515万円でございます、2分の1の720万円が補助金として歳入となることには変更はございません。不用額4,863万8,000円につきましては、一般財源でありましたことから、平成28年度において繰越金などとして計上されることとなるものでございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、8目出張所費を説明いたします。出張所費につきましては、もみじヶ丘出張所の管理運営費の経費でございます。79ページをお願いいたします。

11節につきましては、事務用品、プリンタートナー代、それからお茶代などがございます。

12節につきましては、窓口証明用のファクス回線の使用料でございます。

13節につきましては、レジスターの保守点検料でございます。

14節につきましては、テレビの聴取料でございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

次に、9目交通対策費でございます。交通安全に係ります各種事業の実施や交通安全思想の啓蒙活動に要した費用でございます。

説明書は、40ページをご参照いただきたいと思います。

1節につきましては、交通安全指導員25人に対します報酬でございます。

9節旅費につきましては、交通安全指導員の出勤、延べ806人分の費用弁償になります。

11節需用費は、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用リーフレット代、交通安全指導員用装備用品、新入生用黄色い帽子などに要した費用でございます。

12節は、交通安全指導員に係ります傷害保険料及び交通安全広報車の保険料等でございます。

19節につきましては、黒川郡交通安全推進連絡協議会及び大和町交通安全推進協議会への負担金でございます。

27節は、交通安全広報車の自動車重量税でございます。

次に、10目無線放送施設管理費でございます。防災行政無線放送施設の管理運営に要した費用でございます。

決算書につきましては、81ページ、82ページをごらんいただきたいと思います。説

明書につきましては41ページをご参照いただきます。

11節需用費でございます。防災行政無線施設の電気料及び修繕料でございます。

12節につきましては、黒川消防本部との専用回線使用料でございます。

13節委託料につきましては、防災行政無線放送施設の年間保守点検業務及び移動系無線局再免許業務の委託料でございます。

19節は、電波利用料でございます。

次に、11目女性行政推進事業費でございます。男女共同参画社会の形成に向け意識の高揚を図るための啓発活動に要した経費でございます。

1節報酬につきましては、男女共同参画推進審議会を1回開催したことによります委員報酬でございます。

8節報償費は、講演会講師謝礼を予定しておりましたが、実施はなかったものでございます。

9節旅費につきましては、男女共同参画推進審議会委員の費用弁償でございます。

11節需用費は事務用品及び啓発用パンフレットの印刷代等でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費でございます。賢い消費者となるための講座開催や啓発事業のほか、消費生活相談員を配置し消費生活に係ります相談の迅速かつ適切な処理を図るために要した経費でございます。

7節賃金は、消費生活相談に係ります相談員1名分の賃金でございます。

11節需用費につきましては、消費生活の啓発用品の購入及び啓発用リーフレット作成に要した経費でございます。

決算書83ページ、84ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料は、消費生活講座研修会の際のバス借り上げ料と有料道路使用料金でございます。

18節備品購入費につきましては、消費生活相談員用のパソコン、プリンターを購入したものでございます。

19節につきましては、縣市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。

次に、13目無線放送施設整備費でございます。老朽化いたしましたアナログ方式の防災行政無線をデジタル方式への施設更新に要した費用でございます。

9節旅費につきましては、屋外子局機器等の工場製品検査の出張に要したものでございます。

11節需用費につきましては、コピー料金などでございます。

12節役務費につきましては、再送信局の鉄塔、局舎の建設確認申請及び無線局免許

申請等に係ります手数料でございます。

13節委託料につきましては、防災行政無線施設整備工事施工管理業務の委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、防災行政無線の施設整備工事費でございます。

次に、14目諸費の総務課分についてご説明を申し上げます。表彰式に要した経費、防犯対策に要した経費及び人権相談、行政相談、結婚相談の開催並びに社会を明るくする運動に要した経費でございます。説明書につきましては、引き続き42ページから43ページをご参照いただきたいと思います。

1節報酬につきましては、表彰審査委員会委員報酬でございますが、開催の実績はございませんでした。

8節報償費は、結婚相談アドバイザーへの報償金、60周年記念表彰式の司会の謝礼、同じく記念写真代、及び人権作文、ポスター等のコンクールの参加賞代でございます。

9節旅費につきましては、結婚支援全国セミナーと表彰審査委員会委員の費用弁償でございましたが、実績がなかったものでございます。

決算書85ページ、86ページをお願いいたします。

11節需用費につきましては、表彰式、人権啓発用品購入等に要した消耗品代及び色紙代、人権運動啓発カレンダー等の印刷に要した経費でございます。また、食糧費につきましては人権相談員の昼食、文化の日表彰、高齢者叙勲の茶菓子代等でございます。

12節役務費につきましては、全国町村会総合賠償保険保険料等でございます。

15節工事請負費につきましては、もみじヶ丘3丁目と杜の丘1丁目地区の2カ所に防犯カメラを設置したものでございます。

19節負担金補助及び交付金のうち、負担金につきましては山岳遭難防止対策協議会大和支部ほか7団体への負担金、補助金につきましては、大和町防犯協会、鶴巣地域振興協議会及び指定廃棄物最終処分場関連の農林作物等風評被害緊急対策事業、林業風評被害対策事業への補助金でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

それでは、同じく14目諸費のうち、財産課担当分についてご説明をさせていただきます。説明書は43ページでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、宮床地区駐車場用地の借り上げ料となっております。

19節負担金補助及び交付金のうち613万5,000円につきましては財産区振興費になってございます。宮床・吉田・落合の各財産区から地域団体への助成として一般会計繰り入れを受けまして、この諸費から支出をいたしているものでございます。宮床地区は6団体、吉田地区は2団体、落合地区は5団体になってございます。対象団体につきましては、成果に関する説明書、後段のほうになります138、139、140ページの各財産区の説明のところに記載してございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

それでは、同じく諸費になります。町民生活課分でございます。

自衛官募集に係る経費でございます。

9節旅費、自衛隊父兄会連絡協議会の研修旅費。

11節需用費、コピー代など。

12節役務費、郵便料金でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

それでは、同じく諸費の都市建設課所管分について説明をいたします。成果に関する説明書42ページの上段になります。

11節需用費につきましては、防犯灯に係る光熱水費及び修繕料で、防犯灯2,435灯分の電気料並びに機器のふぐあいにより故障した防犯灯66カ所の修繕に要した費用でございます。

15節工事請負費につきましては、みやぎ環境交付金を活用した省エネ改修工事でございます。既設防犯灯128灯のLEDに切りかえに要した費用と、防犯灯22灯の新設に要した費用でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

税務課長三浦伸博君。

税務課長（三浦伸博君）

続きまして、2款2項徴税費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、44ページから48ページに記載をしております。また、平成27年度町税の課税状況につきましては、主要な施策の成果に関する説明書20ページから25ページに記載をしておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

それでは、決算書85ページ、86ページをお願いいたします。

1目税務総務費につきましては、税務事務一般に要した費用でございます。

1節報酬及び87ページ、88ページの9節旅費につきましては、固定資産評価審査委員会の委員報酬及び費用弁償でございますが、平成27年度中には審査の申し出はなかったところでございます。

次に、11節需用費につきましては、事務消耗品等でございます。

19節につきましては、負担金といたしまして宮城県軽自動車等運営協議会、仙台北税務署管内地区税務協議会、資産評価システム研究センターへの負担金でございます。また、補助金につきましては大和町納税貯蓄組合連合会及び仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。賦課徴収費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務、土地家屋の評価事務及び徴収事務に要した費用でございます。

初めに、4節共済費及び7節賃金につきましては、収納の事務嘱託員1名に係ります社会保険料及び賃金、さらには確定申告時におきます事務補助員5名の賃金でございます。

8節報償費につきましては、納税に関するポスター、記念品、口座振替推進キャンペーン用記念品等、納税貯蓄組合71組合に対します完納報償金等でございます。

9節旅費につきましては、納税貯蓄組合連合会研修会に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税台帳、納税通知書の印刷、及び徴収事務に係ります督促状、催告書の印刷代、事務用品等でございます。

12節役務費につきましては、納税通知書等の通信運搬費、さらには口座振替の手数料等でございます。

13節委託料につきましては、滞納管理システム、家屋調査評価システム、及び固定資産税の土地評価標準地修正業務並びに国税連携システムの保守業務、軽自動車税重化グリーン化特例対応システム改修業務、さらには平成26年度繰り越しの固定資産税基礎資料システム入力更新業務に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、住民税年金特別徴収システム及び固定資産管理システム、滞納管理システムの借上げ料等に要した費用でございます。

89ページ、90ページをお願いいたします。

18節備品購入費につきましては、機械器具といたしまして住民税課税業務のためのパソコンの購入費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、地方税電子化協議会への負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、町民税、法人町民税、固定資産税等の税額の修正等によります還付金及び還付加算金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、町民生活課の窓口事務に要する経費でございます。住民基本台帳事務、戸籍事務、印鑑証明発行事務などに要した費用でございます。

成果に関する説明書49ページ、50ページをご参照お願いいたします。

7節につきましては、事務補助員の賃金でございます。

11節につきましては、事務用品、図書購入費、コピー代、各種申請書・証明書の印刷代などでございます。

12節につきましては、電話料、郵便料金でございます。

91ページをお願いいたします。

13節につきましては、住民基本台帳カード作成業務委託、戸籍システムの保守点検委託料、戸籍副本データ管理システムの保守委託料でございます。

14節につきましては、戸籍システムの機器借り上げ料でございます。

19節につきましては、宮城県戸籍住基外国人登録事務協議会への負担金とマイナンバーカード事業の事務委任、地方公共団体情報システム機構への交付金でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

次に、4項選挙費でございます。選挙管理委員会の開催、選挙啓発及び各種選挙に要した費用となるものでございます。

説明書につきましては、51ページ以降をご参照願います。

1目選挙管理委員会費でございます。1節及び9節につきましては委員4名の報酬及び費用弁償でございます。

11節需用費は参考図書、事務用品消耗品代でございます。

2目選挙啓発費でございます。

8節は選挙啓発用ポスターコンクールの記念品代等でございます。

9節旅費につきましては、明るい選挙啓発大会参加に伴う費用弁償でございます。

14節使用料及び賃借料は明るい選挙啓発大会参加に伴います駐車料金でございます。

3目県議会議員選挙執行費でございます。平成27年10月25日執行の選挙でございますが、無投票でございましたが事務に要した経費でございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、選挙管理委員4名の報酬及び費用弁償でございます。

8節報酬につきましては、選挙ポスター掲示場の設置の謝金でございます。

決算書につきましては93ページ、94ページをお願いいたします。

11節需用費でございます。読み取り分類機のシステム更新、選挙消耗品、コピー代及び入場券の印刷代でございます。

13節委託料でございますが、ポスター掲示板の設置及び撤去業務、期日前投票シス

テム及び当日投票システムの保守業務を委託したものでございます。

次に、4目町長選挙執行費でございます。平成27年10月4日執行の選挙事務に要した経費でございます。投票率は51.99%でございました。

1節報酬につきましては、選挙管理委員投開票立会人等の報酬でございます。

7節賃金につきましては選挙公報配布のための賃金でございます。

9節旅費につきましては投開票立会人等への費用弁償でございます。

11節需用費につきましては選挙事務に要する消耗品、啓発用品、コピー代等ございまして、食糧費につきましては投票立会人事務従事者夕食代、印刷製本費は入場券、投票用紙等に要したものでございます。

12節役務費は、郵送料及び計数機、投票用紙交付機の保守点検料等でございます。

13節委託料につきましては、ポスター掲示板の設置及び撤去業務の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、会場の借り上げ料及び投開票投票箱の送致用のタクシー借り上げ料等でございます。

次に、5項町議会議員選挙執行費でございます。平成28年3月27日執行の選挙事務に要した経費ございまして、投票率は53.53%でございました。

1節報酬でございます。選挙管理委員、投開票立会人等への報酬でございます。

決算書95ページ、96ページをお願い申し上げます。

7節賃金でございます。選挙事務補助員及び選挙公報配布のための賃金でございます。

8節報償費につきましては、選挙ポスター掲示場の設置の謝金でございます。

9節旅費につきましては、投開票立会人等への費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、選挙事務に要する消耗品、啓発用品、コピー代等ございまして、燃料費は投票所の暖房用の灯油代、食糧費につきましては、投票立会人、事務従事者の夕食代、印刷製本費は入場券、投票用紙等に要したものでございます。

12節役務費につきましては、郵送料及び計数機、投票用紙交付機保守点検料等でございます。

13節委託料は、ポスター掲示板の設置及び撤去業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、会場借り上げ料及び投票箱送致用のタクシー借り上げ料等でございます。

次に、5項1目統計調査費でございます。労働力調査、国勢調査に要した費用でございます。

説明書は引き続き52ページですね、お願いを申し上げます。

1 節及び9 節は統計調査員の報酬及び費用弁償でございます。7 節賃金は、事務補助員に要したものでございます。

決算書96ページ、97ページをお願いいたします。

8 節報償費は、国勢調査協力団体への謝礼でございます。

11節需用費につきましては、調査に要した事務消耗品代など及び会議のお茶代、国勢調査のリーフレット印刷代でございます。

12節役務費は郵送料及び電話料。

13節委託料につきましては、福祉施設への調査委託を行った委託料でございます。

14節使用料及び賃借料は、住宅地図の複製使用料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては県統計協会への負担金、補助金につきましては大和町統計調査員協議会へ助成したものでございます。

次に、6 項1 目監査委員費でございます。主な歳出についてご説明をいたします。説明書の52ページを引き続きごらんいただきたいと思っております。

監査委員費につきましては、監査委員、職員の人件費及び各種会計の監査に要します経費でございます。例月出納検査、随時監査、定期監査、各種会計の決算審査、財政援助団体に対する監査、ほかに視察研修参加等でございます。

1 節報酬は監査委員2名の報酬でございます。

9 節旅費は、監査委員の費用弁償、研修会参加旅費と職員の旅費でございます。

決算書99ページ、100ページをお願いいたします。

11節需用費の消耗品費につきましては、コピー代、参考図書の購入代等でございます。

19節負担金につきましては、宮黒地方町村監査委員協議会への負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

続きまして、3 款民生費でございます。

1 項1 目社会福祉総務費につきましては、大和町社会福祉協議会等への支援及び国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出し等に要した費用でございます。主要な施策

の成果に関する説明書につきましては、53ページからあわせてご参照をお願いいたします。

まず、1節報酬、9節旅費につきましては、欠員となりました2名の民生委員、児童委員の補充に係りました推選会に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、事務用品等の消耗品、公用車の車検整備料及び燃料費、セラピー広場に係る電気料等でございます。

101ページ、102ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、電話料金等の通信費用、公用車の車検手数料及び損害保険料、行旅死亡人に係る公告料及び死体検案書作成手数料、そしてセラピー広場トイレの火災保険料等に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、セラピー広場の管理、いこいの家に係ります定期報告対象建築物調査報告書作成業務に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等への補助金でございます。

20節扶助費につきましては、火災被災者1件への一時扶助、浮浪者3名への一時扶助に要した費用でございます。

25節積立金につきましては、長寿社会対策としての基金積立金でございます。

27節公課費につきましては、公用車の車検の際に要した重量税の費用でございます。

28節繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目老人福祉費でございます。老人福祉費につきましては、生き生きサロン、老人クラブへの支援、さらにはシルバー人材センターへの支援、敬老会事業及び高齢者の生活支援事業に要した費用でございます。

4節及び7節につきましては、事務補助員に要した賃金、社会保険料でございます。

8節報償費につきましては、敬老会時の記念品代、アトラクション謝礼等でございます。

11節需用費につきましては、敬老会時の食糧費、名簿等の印刷代等に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、敬老会案内状送付等に係る通信運搬費でございます。

13節委託費につきましては、シルバー人材センターへ的高齢者就業機会創出事業といたしまして、就業先開拓や広報活動に要した費用、延べ21人が利用した寝具乾燥消毒サービス事業及び軽度生活援助事業の高齢者の生活支援事業に要した委託料でござ

います。

103ページ、104ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして宮城県シルバー人材センターへの負担金、並びに低所得者利用者負担対策事業といたしまして、特別養護老人ホーム入所者への利用軽減措置といたしましての負担金でございます。補助金といたしましては、町内51地区で実施のとなりぐみ活き生きサロンへの補助金でございます。さらに、大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、老人クラブ並びに老人クラブ連合会への補助金でございます。

20節扶助費につきましては、80歳以上の方々への敬老祝金及び7名の100歳の方に対する特別敬老祝金でございます。さらには介護用品購入助成費用、偕楽園入所者5名分の保護措置費用でございます。

28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への人件費等に要する繰出金でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、3目国民年金費でございます。事務経費になってございます。

成果に関する説明書55ページを参照をお願いいたします。

11節につきましては、事務用品、コピー代などでございます。

12節につきましては、電話料金、郵便料金でございます。

13節につきましては、年金事務用のパソコンの保守委託料でございます。

23節につきましては、国庫補助金の償還金でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

4目障害者福祉費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては56ページからになります。

障害者福祉費につきましては、障害者総合支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害児・障害者への給付及び生活支援などに要した費用でございます。

8節報償費、9節旅費につきましては、障害者福祉計画推進協議会開催に伴います委員7名分の報償費及び身体、知的障害者の相談員への謝礼、障害支援区分認定調査員への謝礼及び費用弁償でございます。

105ページ、106ページをお願いいたします。

11節需用費につきましては、事務用品等の消耗品費、障害福祉サービスガイドブックの印刷製本費に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、主治医の意見書作成手数料、国保連合会への介護給付費請求の審査支払手数料及びいこいの家たんぼぼの火災保険料等に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、相談支援事業、訪問入浴、日中一時支援事業及び地域活動支援センターの運營業務等の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、障害福祉サービスシステムの借り上げ料でございます。

19節につきましては、負担金といたしまして黒川行政事務組合への障害者自立支援審査会への負担金、補助金といたしましては、身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会、並びに自動車運転免許取得費補助、自家用車改造補助金、いこいの家たんぼぼほか1つの自発的活動支援事業者への補助に要した費用でございます。

20節扶助費につきましては、障害児・障害者への日常生活の用具、更生医療、補装具等に要した費用と、居宅介護やショートステイ、グループホーム入所、さらには通所並びに放課後デイサービス等に要した費用でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成26年度障害者扶助費の国県補助金の額が確定したことに伴いまして償還をしたものでございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては59ページになります。ひだまりの丘管理費につきましては、保健福祉総合センターひだまりの丘の維持管理費に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、センター維持管理に要しました燃料費、光熱水費、小破修繕等に要した費用でございます。

107ページ、108ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、電話料、火災保険料、浴槽の水質検査料等に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、総合案内、公衆浴場管理、機械設備保守点検等の施設管理委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、テレビ受信料でございます。

15節工事請負費につきましては、センターの鳥害対策及び南側ウッドデッキ改修並びに児童館アプローチ改修工事に要した費用でございます。

18節備品購入費につきましては、センター内食堂の業務用冷蔵庫購入に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区防火管理者協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午後2時02分 休 憩

午後2時12分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

それでは、決算書107ページをお願いいたします。

3款1項6目後期高齢者福祉総務費でございます。後期高齢者医療事務に要した経費でございます。

19節につきましては、県後期高齢者広域連合への町負担金でございます。

28節につきましては、後期高齢特別会計への繰出金となるものでございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

7目臨時福祉給付事業費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては60ページになります。

臨時福祉給付事業費につきましては、平成26年4月の消費税の引き上げによります影響を緩和するために、所得の低い方々に対し制度的な対応が行われるまでの暫定的、臨時的な支給を行ったものに要した費用でございます。

4節共済費及び7節につきましては、申請受付等のための事務補助員の賃金及び社会保険料に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、申請書の印刷代やコピー料金等に要した費用でございます。

109ページ、110ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、郵便料金振込手数料等に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、臨時福祉給付金システム開発等に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、臨時福祉給付金支給決定者3,663名分の交付金に要した費用でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度事業確定によります補助金の返還に要した費用でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

それでは、3款2項1目児童福祉費でございます。こちらにつきましては、児童福祉総務費特別児童扶養手当等事務費、あんしん子育て医療費助成事業、児童遊園等管理費、子ども虐待防止推進費、児童手当事務費、未熟児養育医療給付費、子ども子育て支援対策事業、心身障害者医療費助成事業、幼稚園就園奨励教育振興事業、児童支援センター事業に要した経費であります。

主要な施策に関する説明書につきましては60ページ、61ページですので、こちらを参照をお願いいたします。

それでは、1節報償費でございます。こちらにつきましては、子ども・子育て会議

委員への報酬でございます。

7節賃金につきましては、あんしん子育て医療費助成事務補助員、心身障害者医療費事務補助員でございます。あわせまして児童遊園除草作業員の賃金と生活相談員に要しました経費でございます。

8節報償費につきましては、未熟児童向けのことばの教室への指導者への謝金でございます。

111ページ、112ページをお願いいたします。

9節旅費につきましては、子ども・子育て会議委員への費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、コピー代、図書追録代、事務用消耗品購入代、公用車の燃料費、要保護実務者会議の際のお茶代、医療費受給者証、子育て情報誌の印刷代、児童遊園の水道等の光熱水費、修繕料は公用車の修繕、児童遊園の修繕でございます。

12節役務費につきましては、児童支援センター関連電話回線移設費及びあんしん子育て医療費助成、児童手当、心身障害者医療事務に係る郵便料、児童遊園の水道開栓手数料、公用車の損害賠償保険等でございます。

13節委託料につきましては、児童支援センター関連事業実施設計費、及び児童支援センター運營業務委託費、これは3カ月分でございます。乳幼児医療費、あんしん子育て医療事務、未熟児医療費等審査及び支払い事務の委託、さらに児童遊園の遊具点検委託に要したものでございます。

15節工事請負費は、児童支援センター改修工事及び関連工事でございます。

18節備品購入費につきましては、児童支援センター開設に伴いまして机、椅子、遊具等を購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、子育て支援サークル団体への補助、幼稚園就園教育振興事業といたしまして、町内にあります幼稚園への助成、私立幼稚園に通園する町内在住の通園時の保護者に対し助成を行ったものでございます。

20節扶助費につきましては、あんしん子育て医療費、心身障害者医療費、未熟児養育医療費の助成でございます。

続きまして、113ページ、114ページをお願いいたします。

22節補償補填及び賠償金につきましては、児童支援センター開設に伴いシルバー人材センター事務室の移転に伴う電子機器の移設補償金であります。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成26年度の未熟児養育医療給付事業の精算確定によります国県への償還金でございます。

27節公課費につきましては、公用車の重量税でございます。

続きまして、2目児童措置費につきましては、児童手当支給事業、ゼロ歳から15歳までの4,280人への児童手当支給と新生児誕生祝事業に要した経費でございます。

主要な施策の成果に関する説明資料は62ページでございます。

7節賃金につきましては、児童手当支給事務補助員の賃金でございます。

11節需用費につきましては、事務用消耗品購入代、児童手当現況届け出等の事務用封筒及び新生児誕生記念色紙印刷代などでございます。

12節役務費につきましては、郵便料金でございます。

20節扶助費につきましては、児童手当の支給費でございます。

続きまして、3目母子福祉費でございます。こちらにつきましては、母子・父子家庭医療費助成事業、母子・父子対策事業に要した経費でございます。主要な施策の成果に関する説明書は62ページでございます。

11節需用費につきましてはコピー代、事務用消耗品等の購入代、医療費受給者証の印刷代でございます。

12節役務費につきましては郵便料金でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町母子福祉会への助成でございます。

20節扶助費につきましては、母子・父子家庭医療助成で対象者は752名への助成でございます。

続きまして、4目保育所費につきましては、もみじヶ丘保育所管理運営と私立保育園の菜の花、大和すぎのこ、杜の丘への各保育園の運営委託及び一時預かり、延長保育に要した経費でございます。

主要な施策の成果に関する説明資料は、62ページから63ページでございます。

1節報酬につきましては、もみじヶ丘保育所の嘱託医、小児科医及び歯科医師等への報酬でございます。

115ページ、116ページをお願いいたします。

7節賃金につきましては、看護師、保育士、用務員の臨時職員に係るものでございます。

8節報償費につきましては、もみじヶ丘保育所への対象児童への記念品、または運動会等の賞品等に要したものでございます。

続きまして、9節旅費でございます。こちらにつきましては、保育所職員の研修旅費でございます。

11節需用費につきましては、コピー代、事務用消耗品購入代、ガス代、灯油代、来

客用お茶代、保育所入所通知等の印刷代、電気料水道料、施設の小破修繕料、給食の賄い材料購入に要した経費でございます。

12節役務費につきましては、電話料、郵便料、クリーニング代に係る手数料、施設の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、菜の花保育園・大和すぎのこ保育園・杜の丘保育園の運営委託、もみじヶ丘保育所の給食調理業務、清掃業務、消防設備点検及び警備業務等に要した経費でございます。

117ページ、118ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、もみじヶ丘保育所のAED及び印刷機のリース代、遠足の際のバス借り上げ料、清掃用具のレンタル料でございます。

15節工事請負費につきましては、もみじヶ丘保育所への排煙窓修繕工事及び空調機交換に要した経費でございます。

18節備品購入費につきましては、もみじヶ丘保育所給食用券売機及び給食管理ソフト購入に要したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、各種協議会、研修会に係る負担金、補助金につきましては、低年齢児保育施設助成事業、認可外保育所に対して運営費の一部を助成したものでございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成26年度保育所運営費の精算確定によります国県への償還金であります。

続きまして、5目児童館費につきましては、6児童館の管理運営事業に要しました経費と放課後児童クラブ事業に要した経費でございます。

主要な施策に関する説明書につきましては64ページでございます。

1節報酬につきましては、6児童館の児童館運営協議会委員の報酬でございます。

7節賃金につきましては、児童館除草作業の賃金と、6児童館の児童厚生員22名分、宮床・もみじヶ丘の用務員2名分の賃金でございます。

8節報償費につきましては、各児童館の特別開館時における行事等の講師謝金でございます。

9節旅費につきましては、運営委員会委員の費用弁償、児童館職員の研修旅費でございます。

119ページ、120ページをお願いいたします。

11節需用費につきましては、消耗品購入代、ガス代、灯油代、来客用お茶代、電気料、水道料、施設の小破修繕に要した経費でございます。

12節役務費につきましては電話料、郵便料、施設の火災保険料、施設賠償保険料でございます。

13節委託料につきましては、吉岡放課後児童クラブ運営委託料、各児童館の清掃業務等、消防施設等の点検業務でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、営為で借り上げ、遠足時等の児童館の行事のバス借り上げ料、小野小学校におかれまして放課後児童クラブ、もみじヶ丘児童館の分室としてのプレハブ教室の借り上げ料でございます。

15節工事請負費につきましては、児童館入り口のアプローチ改修工事に要したものでございます。

備品購入につきましては、もみじヶ丘児童館制御室のエアコン購入に要したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県児童館連絡協議会、防火管理協議会への負担金、補助金につきましては、児童館母親クラブに対する補助でございます。

続きまして、6目子育て世帯臨時特例給付事業につきましては、児童手当の対象児童に対しましての給付金支給に要した経費でございます。主要な施策に関する説明書では、64ページでございます。

7節賃金につきましては、事務補助員の賃金でございます。

11節需用費につきましては、事務用消耗品購入代、申請書送付用封筒印刷代でございます。

121ページ、122ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、郵便料、銀行への振り込み手数料でございます。

13節委託料につきましては、平成26年度子育て世帯臨時特例給付金システム開発等委託業務に要した経費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、子育て世帯臨時特例給付金として、児童1人当たり3,000円を支給したものでございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度及び平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金事業の補助金確定に伴います返還金であります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

3項1目復興支援費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては同じく64ページになります。

復興支援費につきましては、東日本大震災によります住宅の復旧費の融資に係る利子補給費及び災害援護資金の貸し付けに要した費用でございます。

8節報償費につきましては、昨年9月に発生いたしました関東・東北豪雨災害に係ります義援金配分委員会の委員の報酬に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、町内の金融機関より住宅改修のために借り入れされた方への利子補給補助金でございます。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。保健衛生総務費につきましては、母子保健、乳幼児健康診査、栄養改善、健康づくり推進、自殺対策及び黒川地域行政事務組合への負担金、さらには水道事業への出資繰出金、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金に要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、65ページからご参照をお願いいたします。

1節報酬につきましては、食育推進会議開催時の委員の報酬でございます。

123ページ、124ページをお願いいたします。

7節賃金につきましては、乳幼児健診、子育て相談訪問指導に係ります保健師、看護師、栄養士等に要した費用でございます。

8節報償費につきましては、保健推進員、～明るく元気で生きたいわ～健康たいわ21推進委員の報酬、健診時の医師への謝礼、また献血の際の記念品に要した費用でございます。

9節旅費につきましては、食育推進会議委員の費用弁償、職員の研修旅費等に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、健康づくり推進事業に要しました消耗品のほか、母子健康手帳作成、各種健康診断時の消耗品、印刷製本費等に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、通信運搬費に係りますはがき代、公用車の損害保険料のほか各種健診に要しましたクリーニング代等に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、休日当番医の委託、妊婦健診及び乳幼児健診等に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、食生活改善推進委員の移動研修会時のバス借り上げ料及び乳幼児精神発達精密健康診査対象者ケア会議開催時に使用いたしまし

た高速道路の通行料でございます。

125ページ、126ページをお願いいたします。

18節備品購入費につきましては、マタニティセミナー指導用新生児模型購入に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合、黒川病院及び黒川浄斎場等の負担金のほか各種医療対策委員会等への負担金でございます。また、補助金につきましては、保健推進委員会、食生活改善推進委員会への補助金でございます。

20節扶助費につきましては、里帰り等妊婦健康診査助成に要した費用でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成26年度保育緊急確保事業費補助金の額の確定に伴います償還金でございます。

24節投資及び出資金につきましては、上水道の広域化対策及び耐震化強化事業並びに簡易水道事業に伴います水道事業への出資金でございます。

28節操出金につきましては、水道事業会計に対します高料金対策及び簡易水道の補助金としての繰り出し並びに戸別合併処理浄化槽の建設及び管理分といたしまして戸別合併処理浄化槽特別会計への繰り出しに要した費用でございます。よろしくをお願いいたします。

済みませんでした。続きまして、2目予防費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、72ページからになります。

予防費につきましては、感染症予防、各種予防接種、各種がん検診ほか、健康教育、健康相談に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、各種予防接種、検診、健康教育等におきます保健師、看護師、栄養士等の賃金に要した費用でございます。

8節報償費につきましては、各種予防接種時の医師への謝礼及び吉田健康づくり事業の講師謝礼等に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、コピー代等の消耗品代のほか、各種検診の申込書等の印刷製本代、インフルエンザ等の医薬材料等の購入に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、各種検診の受診結果の通知書等の送付に係る通信運搬費でございます。

13節委託料につきましては、肺炎球菌ワクチンを初めとする各種予防接種、健康増進法に基づきます健診及び各種がん検診等に要した委託料の費用でございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

127ページをお願いいたします。3目環境衛生費でございます。町民生活課分になります。環境美化の推進、ごみの不法投棄防止、公衆衛生活動、公害対策、狂犬病予防、環境マネジメントシステム推進に要した経費でございます。

成果に関する説明書、76ページから78ページをご参照ください。

7節につきましては、大和インター周辺の花壇整備の作業賃金でございます。

8節につきましては、環境美化推進への謝金となるものでございます。

9節につきましては、環境衛生組合連合会研修会などの職員の旅費となるものでございます。

11節につきましては、防疫薬剤のほか、事務用品、環境美化推進チラシ印刷代、消毒機械用の修繕費などがございます。

12節につきましては、空き地除草通知の通信費、それから自動車の保険料となるものでございます。

13節につきましては、臨時粗大ごみの運搬処理、不法投棄ごみ処理業務、不法投棄監視パトロール及び撤去作業業務、河川水質検査の業務、狂犬病予防注射業務、機密文書処理及び紙リサイクル処理委託に係る経費となるものでございます。

14節につきましては、狂犬病予防注射時の会場借り上げ料となるものでございます。

129ページをお願いいたします。

18節につきましては、防疫薬剤散布機械の購入費でございます。

19節につきましては、環境衛生組合連合会、黒川食品衛生協会大和支部への補助金、グリーン購入ネットワークの負担金となるものでございます。

27節につきましては、軽トラックの重量税となるものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

続きまして、3目環境衛生費のうちまちづくり政策課分についてご説明を申し上げます。

127、128ページにお戻りをお願いいたします。主要な施策の成果に関する説明書76ページもあわせてご参照願います。

環境衛生費は、環境計画推進事業、再生可能エネルギー等導入事業費に関する費用でございます。

1節報酬につきましては、環境審議会委員の報酬でございます。

9節旅費につきましては、環境審議会委員の費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、コピー料金、事務用品でございます。

12節役務費につきましては、第二次環境基本計画の策定に向け町民意識調査実施の際の郵便料、役場庁舎保健福祉総合センターへ設置しました太陽光発電設備の共済分担金でございます。

13節委託料につきましては、第二次環境基本計画策定業務委託料、太陽光発電設備等導入事業に係ります宮床中学校、吉田教育ふれあいセンター、鶴巣防災センター、落合教育ふれあいセンター4施設の工事施工管理業務委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、宮床中学校、吉田教育ふれあいセンター、鶴巣防災センター、落合教育ふれあいセンター4施設への太陽光発電設備等設置工事の工事請負費でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、129ページをお願いいたします。

2項清掃費1目廃棄物処理費でございます。一般廃棄物処理事業、資源回収奨励事業、環境美化施設整備補助、宮床山田埋立場の維持管理に要する経費でございます。

成果に関する説明書79ページから81ページの参照をお願いいたします。

1節につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員の報酬でございます。

8節につきましては、40団体に対する資源回収の奨励金でございます。

9節につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員の費用弁償となるものでございます。

11節につきましては、クリーンステーション用看板代、廃棄物処分券、納入通知書の印刷、資源物回収用ネットの購入に要した経費となるものでございます。

12節につきましては、コンテナ保管庫の火災保険料でございます。

13節につきましては、一般廃棄物収集運搬業務及び山田埋立場の除草作業業務及び支障木伐採業務に要した経費となっております。

19節につきましては、黒川地域行政事務組合のし尿処理、ごみ処理、最終処理場の運営経費の負担となるものでございます。プラス、クリーンステーションの整備補助金となるものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

農業委員会事務局長熊谷 実君。

農業委員会事務局長（熊谷 実君）

続きまして、第5款農林水産業費につきましてご説明申し上げます。

決算書につきましては129ページ以降となります。あわせて、主要な施策の成果に関する説明書のほうは82ページからとなりますのでご参照お願いいたします。

まず、第1項農業費第1目農業委員会費につきましては、農業委員会の主要所管事務であります農地等の権利異動、転用の制限及び農地等の利用関係の調整等に関する案件審議のための定例会議の開催、これは12回を開催してございます。農業委員の活動に要した費用及び農家台帳の整備、農業者年金事務等に要した経費でございます。

1節報酬でございます。報酬につきましては、農業委員16名の報酬でございます。決算書131、132ページをお願いいたします。

7節賃金は農業者年金被保険者受給権者の台帳整備のための臨時職員の賃金でございます。

9節旅費につきましては、定例委員会出席委員の費用弁償及び旅費のほか、農業委員研修会、黒川郡内農業委員研修会、市町村農業委員研修、県農業委員大会出席委員の旅費でございます。

10節交際費につきましては会長交際費でございます。

11節需用費は、委員業務必携の図書や農業新聞、事務用品代等の消耗品費、公用車燃料費、会議用お茶代のほか、農業委員会だより等の印刷製本費でございます。

12節役務費は、後納郵便料でございます。

13節委託料は、通常の農家台帳システム保守点検の委託料でございます。3万円の12カ月分となっております。

14節賃借料につきましては農業委員研修会の際のバスの借り上げ料及び有料道路の通行料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県農業会議、黒川郡農業委員会連合会、仙台地方農業委員会連合会の3団体に対しての負担金と、補助金につきましては、大和町認定農業者連絡会活動補助金、大和町農業者年金加入者協議会の補助金となっております。

よろしく願いいたします。

議長 (馬場久雄君)
財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

続きまして、2目農業総務費の中の財政課所管分についてご説明を申し上げます。決算書は133ページ、134ページをお願いいたします。

財政課で所管しております町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田及び落合ふるさとセンターの施設管理運営に要した経費でございます。

事業の概要につきましては、説明書83ページに掲載してございます。

支出でございます。

7節でございますが、賃金につきましては、吉田ふるさとセンターの環境整備に要した作業賃金、宮床基幹集落センター等の清掃賃金でございます。

11節需用費につきましては、各施設の管理用消耗品費、光熱水費並びに修繕料でございます。主な修繕といたしましては、町民研修センターの床暖房の温水ポンプ、宮床基幹集落センターのブラインドその他の修繕でございます。

12節役務費につきましては、通信費及び施設の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、町民研修センターの窓口業務委託214万円ほど、及び日直巡視業務271万円ほど、清掃業務につきましては272万円ほど、並びに施設管理といたしまして消防設備の保守点検業務各施設分、並びに浄化槽の維持管理、清掃業務等の委託料となっております。

14節使用料及び賃借料につきましては、テレビの放送受信料と施設管理用のマットの借り上げ料でございます。

15節工事請負費につきましては、町民研修センターの屋上の防水の改修工事費用、防犯灯の設置工事費用でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長（後藤良春君）

続きまして、産業振興課分につきましてご説明をいたします。説明書は同じく83ページでございますので、よろしくお願ひします。

産業振興課分につきましては、宮床ふれあい農園の管理運営と公用車の管理が主たるものでございます。

8節報償費はJAあさひなの農協まつりにおきます農林産物の副賞代でございます。

11節需用費につきましては、コピー代、公用車等の燃料代、ふれあい農園の水道電気代、及び耕運機等の修理代でございます。

12節役務費は、公用車の共済分担金のほか、宮床ふれあい農園の管理棟の建物の共済費でございます。

13節委託費は、ふれあい農園の管理委託料及び浄化槽の維持管理清掃の委託料でございます。

135ページをお願いしたいと思います。

19節負担金補助及び交付金は、宮城県農業公社及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。

27節公課費は、自動車重量税に要した費用でございます。

次に、3目農業振興費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては83ページ、同じでございます。農業の振興、認定農業者の育成と農業経営の改善への取り組み支援等に要した経費及びに多面的機能支払交付金事業、たいわ産業まつり、制度資金利子補給、中山間地域の振興及び農業等環境保全対策費等に要した経費でございます。

1節報酬は、農業振興地域整備促進協議会が開催されなかったため、支払いがなかったものでございます。

8節報償費は、農業経営改善支援チーム会議委員の青年農業士分の報償の支払いがなかったものでございます。

9節旅費は、大和町認定農業者連絡会視察研修に係る旅費及び随行職員の旅費に要したものでございます。

11節需用費は、消耗品代、コピー代、イノシシ捕獲用のくくりわな代、公用車の燃料代等でございます。

12節役務費は、有害鳥獣の情報提供に伴う携帯電話の通信に要した経費でございます。

19節負担金補助及び交付金は、町有害鳥獣対策協議会、県全国中山間地域活性化推進協議会、黒川地域担い手育成総合支援協議会への負担金、補助金につきましては、農業制度資金利子補給金、及び新規就農者促進対策資金利子補給金、黒川農作物病害虫防除推進協議会、黒川地域農業用プラスチック適正処理推進協議会、たいわ産業まつり実行委員会、多面的機能支払交付金、農業中間管理事業、中山間地域推進事業等や、農地等環境保全対策事業、野草駆除ですね、それと、産直リースハウス事業としてJAあさひなへの助成を行ったものです。また、昨年の台風18号豪雨で被災した農家に対しまして、大豆種子等や農業用機械、施設の再建に要した経費の一部の助成を行ったものでございます。さらに、狩猟用免許取得更新に係る費用の一部の助成を行ったものでございます。

4目畜産費でございます。説明資料のほうは85ページからでございます。

大和町畜産振興協議会を通じて、畜産農家への予防接種並びに枝肉共励会等への支援、管内肉用牛の素牛の保留等に対する支援に要したものが主なものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、大和町畜産振興協議会及び県畜産協会への負担金のほか、繁殖牛・子牛事故共助事業、肉用牛素牛保留促進特別事業への補助金。

25節積立金は、肉用牛貸付肥育事業運営基金に係る利子分の積み立てでございます。

次に、5目農地費でございます。137ページをお願いいたします。

主なものとしましては、排水機場洪水調整事業、土地改良施設維持管理適正化事業、王城寺原演習場周辺障害防止対策事業等に要した経費でございます。

7節賃金は、農業用施設環境整備対策のため、もみじヶ丘ため池の除草及び支障木の伐採に要した経費でございます。

9節旅費は、技術者研修会の職員の旅費でございましたが、台風18号豪雨のため参加しなかったものでございます。

11節需用費は、アユ、イワナ、サケ、マスの幼魚代、農業農村整備事業管理計画図印刷代、舞野大橋の電気代、もみじヶ丘ため池フェンス、舞野大橋照明の修繕を行ったものでございます。

12節役務費は、ため池など247カ所の農業用施設に係る施設の賠償責任保険に要したものでございます。

13節委託料は、大角地区にあります大堤ため池の県営ため池事業に伴う測量設計等業務及び杜の丘ため池の維持管理に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料は、刊行物掲載単価の著作権に係る使用料でございます。

15節工事請負費は、大角ため池整備工事、舞野大橋交通安全施設工事に要した経費。

16節原材料費は、昨年台風18号豪雨に対して台風15号被災で対応したため、支払いがなかったものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、吉田川流域ため池大和町外2市4ヶ町村組合及び大衡村外1町牛野ダム管理組合、大和町内土地改良事業団体連絡協議会、宮城県土地改良事業団体連合会、八志田堰用水路改修事業への負担金ほか、大和町土地改良への排水機場洪水整備事業及び土地改良施設維持管理適正化事業への助成を行ったものでございます。

28節操出金につきましては、農業集落排水事業特別会計へ繰り出したものでございます。

次に、6目水田農業対策費でございます。139ページをお願いしたいと思います。説明資料は86ページでございます。

経営所得安定対策に基づく水田農業ビジョンに沿った米づくり及び転作推進に要した費用でございます。

7節賃金は、転作確認調査立ち会いに係るものです。

8節報償費は、人・農地プラン検討委員会に係る費用弁償。

9節旅費は、水田農業先進地視察研修の旅費。

11節需用費は、コピー代、消耗品代及び代表者説明会の際のお茶代、人・農地プラン地図印刷代等でございます。

12節役務費は、通信用切手代及び経営所得安定対策支援システムの保守料に係るものでございます。

13節委託費は、経営所得安定対策ナラシ・ゲタ事業の事務委託をあさひな農業共同組合へ委託した経費でございます。

14節使用料及び賃借料は、水田農業先進地視察研修の際のバスの借り上げ料及び転作現地確認の際の車の借り上げ料等でございます。

19節負担金補助及び交付金は、水田農業構造改革対策支援事業補助金、水田農業ビジョン推進事業補助金、集団営農業機械整備事業補助金、大規模水稻直播栽培団地育

成事業補助金が主なものでございます。

次に、2項林業費の1目林業振興費でございます。141ページをお願いします。説明書は88ページをお願いします。

林業の振興、森林整備、林道の維持管理、森林病虫害対策等に要した経費でございます。

7節賃金は、林道鍛冶屋敷線、一本杉線ほかの除草及び支障木の除去に係る作業員の賃金。

9節旅費は、先ほどと同じように職員の研修でございましたが、台風18号豪雨のため出席をしなかったものでございます。

11節需用費は、消耗品代でございます。

13節委託料は、森林管理巡視業務、森林病虫害防除事業、蛇石せせらぎの森管理業務のほか、林道大平桑沼線等の除草業務等に要したものと、町政施行60周年記念事業に伴う南川ダム湖畔千本桜整備に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金は、宮城県林業振興協会ほかの負担金及び民有林育成対策推進事業、森林保全推進事業への補助金が主なものでございます。

次に、6款商工費について説明いたします。説明資料は89ページからでございます。

1項商工費1目商工総務費につきましては、人件費等の管理業務でございます。

2目商工振興費でございます。中小企業振興資金融資、商店街活性化対策事業、商店街担い手支援及びくろかわ商工会への支援、助成のほか、企業誘致活動等に要した費用でございます。

7節賃金は、大和リサーチパーク緑地支障木伐採、除草に要した経費。

8節報償費は、企業等連絡懇話会での講師謝礼であり、昨年につきましては、七十七銀行の地域開発調査課長にお願いすることになりまして、支払いがなかったものでございます。

143ページをお願いいたします。

9節旅費は、企業訪問及び企業立地セミナー等へ参加した経費でございます。

11節需用費は、コピー代、消耗品代、及び大和町企業等連絡懇話会の開催、大和リサーチパーク企業歓迎看板修理代に要したものでございます。

12節役務費は、案内等の切手代などでございます。

13節委託料は、大和リサーチパーク企業案内看板製作、仙台北部工業団地のり面の除草委託料に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料は、企業訪問等の際に高速有料道路を使用しなかったため、

支払いがなかったものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、中小企業振興資金信用保証料のほか仙台北部中核都市建設連絡協議会等への負担金。補助金は、くろかわ商工会に対し経営改善普及事業、地域総合振興事業開催のための補助金及びプレミアム割増し商品券発行事業に係る割増し分の助成、大和まると市の事業費助成、中小企業振興資金の利子分の補給と企業立地奨励金、用地取得奨励金、用地取得助成金に要したものでございます。

21節貸付金は、中小企業振興資金貸付金の預託金でございます。

22節補償補填及び賠償金は、中小企業振興資金貸付事業において、その支払いが発生しなかったものでございます。

次に、3目観光費でございます。説明資料は91ページからでございます。船形山、七ツ森、南川ダムを主としまして周辺観光施設を利用した自然型観光の推進、大和町観光物産協会への支援、まほろば夏まつり、島田飴まつりへの支援、その他観光施設の維持管理に要した経費でございます。

7節賃金は、登山道及び遊歩道の除草作業、避難小屋、野営場の管理に要したものでございます。

8節報償費は、繰越金でございますが、「殿、利息でござる」に要したもので平成28年度に繰り越したものでございます。

11節需用費は、コピー代、消耗品代、公用車の燃料代、電気料、各種の小破修繕をしたものでございます。

次に、145ページをお願いします。

12節役務費は、旗坂野営場の給水施設の水質検査の手数料のほか、産業振興課管理の町有建物と公用車の災害共済の保険代に要したものでございます。

13節委託料は、南川・宮床ダム周辺の公園、仙台北部中核工業団地内の公園管理業務のほか四十八滝運動公園、ふれあいの里、ダイナヒルズ運動公園の指定管理料と七ツ森陶芸体験館の指定管理料、旗坂野営場及び四十八滝運動公園の浄化槽維持管理に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料は、船形山入山届ポスト設置場所の借り上げ及び山形県尾花沢市花笠踊り参加の交流に係るバスの借り上げに要したものでございます。

18節備品購入費は、着ぐるみ「アサヒナ十三郎」を作成した経費でございます。

19節負担金補助及び交付金は、花まつり、宮城県観光連盟、みやぎまるとフェア、仙台・宮城観光キャンペーン等への負担金のほか、大和町観光物産協会、お立ち酒全国大会、まほろば夏まつり、島田飴まつりへの助成が主なものでございます。

22節補償補填及び賠償金は、まほろば夏まつりの際に実施したまほろば夢花火によります事故に対して解決金を要したものでございます。

以上でございます。

議長 長 （馬場久雄君）

ここで、暫時休憩します。

休憩の時間は10分間とします。

午後3時06分 休憩

午後3時16分 再開

議長 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

それでは、7款土木費についてご説明申し上げます。土木費につきましては、道路、河川、橋りょう、都市計画、住宅の維持管理、建設に係る費用でございます。

決算書の147ページ、148ページをお開き願いたいと思います。あわせて成果に関する説明書につきましては94ページから97ページになりますので、ご参照を願いたいと思います。

初めに、1項1目土木総務費になります。

11節需用費につきましては、コピー料金、法令図書、追録及び参考図書の購入に要した費用でございます。そのほかに、用地説明会のお茶代に要した費用となります。

12節役務費につきましては、携帯電話3台分の通信料でございます。

13節委託料につきましては、道路台帳の作成及び修正業務に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、有料道路の使用料及び建設物価調査会への著作権使用料でございます。

16節原材料費につきましては、土地境界立ち合い用機材の購入に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県道路協会ほか11の各種協会等への負担金でございます。

続きまして、2項1目道路維持費になります。

7節賃金につきましては、山間部の町道42路線、延長47.63キロメートルを、地元15行政区に年2回の除草作業を委託した費用で、そのほかに町道の補修や側溝の清掃、除雪の補助作業などに要した費用でございます。

11節需用費につきましては、コピー料金、道路照明灯に係る電気料、道路の修繕、公用車両等の修繕料及びバスターミナルに係る電気料、上下水道料金に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、公用車に係る保険料、バスターミナルの火災保険料等に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、除雪及び融雪等に係る業務、除草及び街路樹の剪定等に係る業務並びにバスターミナルの清掃及び警備に係る業務に要した費用でございます。

決算書の149ページ、150ページをお開き願います。

14節使用料及び賃借料につきましては、町道南青木柴崎線ほかの土地の使用と、タイヤショベル除雪機械及び道路保安用品の借り上げに要した費用でございます。

15節工事請負費につきましては、町道新田線ほか3路線の舗装修繕、町道大崎三ノ関線ほかの側溝修繕、町道大崎大平上線ほか1路線の道路修繕工事及び町道石倉線のり面対策工事に要した費用でございます。

16節原材料費につきましては、道路補修用の砕石、アスファルト合材の購入に要した費用、それから融雪剤の購入に要した費用でございます。

18節備品購入費につきましては、公用車両に係る器具費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、車両系建設機械運転技能講習会費用であります。昨年の災害等ございましたのでその講習の時期を逸したため、受講できなかったものでございます。

27節公課費につきましては、都市建設課所管の車両5台分の重量税でございます。

続きまして、2項2目道路新設改良費になります。説明書95ページをお願いいたします。

11節需用費につきましては、コピー料金、図面の複写機に係る消耗品に要した費用、それから工事説明会等に係るお茶代に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、用地取得に係る手数料に要した費用でございます。

決算書151ページ、152ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、国交省補助事業としまして、田中橋の橋梁補修設計業務、防衛省補助事業としまして町道もみじヶ丘幹線3号線の路線測量及び道路詳細設計業務、単独事業といたしまして町道蒜袋宮前線の路線測量及び道路詳細設計業務でございます。それから平成26年度からの繰り越しの町道桧木上舞野線の物件補償調査業務に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、土木積算システム図面複写機に係るリース料でございます。

15節工事請負費につきましては、国土交通省補助事業としまして、田中橋の橋梁補修工事、防衛省補助事業といたしまして、町道高田線、台ヶ森線及び松坂平7号線の道路舗装改良工事、あわせて天皇寺地区の排水路整備工事でございます。単独事業といたしましては、町道太田小鶴沢線の舗装新設工事、それから補助対象外となった町道台ヶ森線の舗装改良工事、それから用地を取得した路線、蒜袋宮前線と桧木上舞野線なんですけれども、用地を取得した部分に畦畔を設置した工事の費用でございます。

17節公有財産購入費につきましては、町道蒜袋宮前線の用地取得に要した費用でございます。

18節備品購入費につきましては、防衛省補助事業としまして歩道除雪機械3台の購入に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、吉田川河川改修事業に伴う丸子湊橋の架けかえ工事に係る工事負担金でございます。負担金については、国土交通省北上川下流河川事務所へ負担してございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、町道桧木上舞野線の改良舗装工事の物件移転補償に要した費用でございます。

説明書は96ページになります。2項3目橋りょう維持費でございます。

13節委託料につきましては、樋場橋の支障木の除去業務を下桧和田地区にお願いしている委託料に要した費用でございます。

続きまして、2項4目交通安全施設整備事業費になります。

15節工事請負費につきましては、交通安全工事といたしまして町道権現堂線外17路線の区画線の設置工事に要した費用でございます。

16節原材料費につきましては、カーブミラー、ガードレールに取りつける反射帯等の材料購入に要した費用でございます。

続きまして、3項1目河川費になります。

7節賃金につきましては、三峯調整池、明ヶ沢川等の除草作業に要した費用でございます。

決算書153ページ、154ページをお開き願います。

11節需用費につきましては、鶴巣大崎地区の西川左岸側の西川樋函に係る電気料及び準用河川窪川ののり面修繕に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、準用河川小西川及び明ヶ沢川の用地取得に係る不動産鑑定等に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、同じく準用河川小西川の用地測量業務及び西川樋函操作管理委託に要した費用でございます。

15節工事請負費につきましては、準用河川小西川の河川改修工事に要した費用であります。

17節公有財産購入費につきましては、準用河川小西川及び明ヶ沢の用地取得に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、河川愛護団体大和町河川愛護会に補助をした費用でございます。実施状況につきましては、説明資料の92ページ後段に掲載しておるとおりでございます。7河川、20地区、作業延べ人数625人の方々から河川愛護活動に参加をいただいております。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。

説明書97ページになります。

1節報酬及び決算書153ページの9節旅費につきましては、都市計画審議会を2回開催しております。その開催に際して審議会の報酬及び費用弁償等に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、図書の購入、並びに印刷用のロール紙の購入、それから都市計画審議会におけるお茶代に要した費用でございます。

19節負担金につきましては、財団法人都市計画協会への負担金でございます。

25節積立金につきましては、都市整備基金への積み立てでございます。

続きまして、4項2目下水道費になります。

7節賃金につきましては、道下都市下水路における支障木伐採に要した作業の費用でございます。

28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計へ繰り出したものでございます。

続きまして、4項3目公園費になります。都市公園31カ所、都市緑地4カ所、及び緑道等22カ所の維持管理に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、もみじヶ丘3号公園の補修作業及び杜の丘1号緑地の除草作業等に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、公園等の街灯の電気料、上下水道料金、そのほかに吉岡東公園ほか7公園の遊具やトイレの修繕、杜の丘1号公園、吉岡東公園、吉岡南中央公園、まほろば公園、西下蔵公園、東下蔵公園、くるま公園南せせらぎ水路というところの費用に要したところでございます。

12節役務費につきましては、公園のトイレ、あずまや等の火災保険料及び吉岡東公園ほか7公園の水道開栓手数料に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、株式会社大和町地域振興公社へ都市公園指定管理委託料、もみじヶ丘1号公園ほか4公園の地元への委託料に要した費用でございます。

19節負担金及び交付金につきましては、日本緑地協会への負担金でございます。

決算書の157ページ、158ページをお開き願います。

5項1目住宅管理費になります。町営住宅につきましては、木造住宅42戸、中高層アパート140戸、合わせて182戸の維持管理に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、住宅周りの樹木の伐採作業等に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、各住宅の配水管の修繕、電気設備の修繕、給水設備の修繕に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、火災保険料、住宅の受水槽の水質検査手数料及びクリーニング代等に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、住宅の消防設備の保守点検、特殊建築物の調査、アパートの受水槽の清掃点検業務、住宅敷地内の除草の管理業務に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、宮床の下小路住宅の借地料でございます。

15節工事請負費につきましては、下町1号棟の外壁改修工事、西原第2、第3、橋本住宅4棟の解体工事、下町住宅の照明灯交換工事、西原第1住宅自動火災報知機交換工事及び蔵下住宅給水ポンプユニットの交換工事に要した費用でございます。

以上が、7款土木費に係る支出でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

次に、8款消防費でございます。黒川地域行政事務組合の負担金、消防団活動、消防設備の維持管理及び水防団活動並びに災害対策に要した費用になるものでございます。

決算書につきましては、159ページ、160ページ、説明書につきましては98ページをごらんいただきたいと思っております。

1項1目常備消防費でございます。19節負担金補助及び交付金でございますが、黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金でございます。

2目非常備消防費でございます。消防団員527名に対する報酬及び費用弁償、団員の装備品の購入等に要した費用になるものでございます。

1節及び9節につきましては、消防団員の報酬及び費用弁償でございます。

8節報償費につきましては、団員表彰の際の記念品代でございます。

11節需用費につきましては新任団員の活動服、団員の救助用の半長靴、防火衣、活動用手袋、夏季演習時の飲料水及び大和町消防団60周年記念誌の作成等に要した費用になるものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、火災出動の際の車の借り上げ料及び横浜市で開催されました全国女性消防操法大会の訓練展示に参加いたしました防災学習指導車の有料道路通行料と駐車場使用料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合等への負担金及び大和町婦人防火クラブ連合会への助成を行ったものでございます。

次に、3目消防施設費でございます。防火水槽や消火栓など消防施設の維持管理や整備に要した費用になるものでございます。

11節需用費につきましては、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代やポンプ庫の電気料及び消防設備の維持管理に要した費用でございます。

12節役務費でございますが、小型動力ポンプ付軽積載車5台及び総務省消防庁から無償貸与され上町班に配備いたしましたポンプ車の保険料等でございます。

13節委託料でございますが、もみじヶ丘多目的貯水槽の管理委託料、宮床難波ポンプ庫実施設計業務、耐震性貯水槽実施設計業務に要した費用でございます。

決算書161ページ、162ページをお願いいたします。

14節でございます。使用料及び賃借料でございますが、消防自動車車庫用地の借り上げ料でございます。

15節工事請負費につきましては、宮床難波地区の小型ポンプ庫1棟の解体費と建築

工事費及び吉岡上町地内の民地に設置しておりました防火水槽の撤去工事費でございます。

17節公有財産購入費でございますが、吉岡下町地内の旧仙台法務局大和出張所敷地内の防火水槽用地の購入費用でございます。

18節備品購入費でございます。宮床難波班の小型動力ポンプ付軽積載車の購入及び消防団デジタル簡易無線機の購入費用でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、消火栓413基の維持管理に要した経費分を負担金として支出したものでございます。

27節公課費でございます。小型動力ポンプ付軽積載車5台及び総務省消防庁から無償貸与されました上町班に配備いたしましたポンプ車の自動車重量税でございます。

次に4目水防費でございます。水防団員の水防活動に対します費用弁償、団員の装備品の購入等及び水防倉庫の電気料等に要した費用になるものでございます。説明書につきましては、99ページをお願い申し上げます。

8節報償費でございます。水防会議委員の謝金でございますが、開催の実績がございませんでした。

9節旅費でございます。水防活動出勤によります費用弁償になるものでございます。

11節需用費でございますが、水防活動用ゴム長靴の購入及び水防倉庫の電気料でございます。

12節役務費でございますが、災害時有線電話の電話料でございます。

16節原材料費につきましては、水防倉庫土のう用の砂代でございますが、昨年度支出はございませんでした。

次に、5目災害対策費でございます。携帯無線機保守点検業務、地域防災訓練に要します経費、自主防災組織の設置促進、木造住宅耐震改修工事助成事業等に要する経費となるものでございます。

1節及び9節は防災会議委員の報酬及び費用弁償でございますが、昨年度会議は開催はいたしませんでした。4節及び7節につきましては、震災対応のための臨時事務補助員の社会保険料及び賃金でございます。

決算書163ページ、164ページをお願い申し上げます。

8節報償費でございますが、こちらの支出もございませんでした。

11節需用費でございます。コピー代等の消耗品費や非常食の購入費のほか、自主防災組織に貸与いたします投光器等を購入したものでございます。

12節役務費でございます。衛星携帯電話やエリアメール等の通信料、震度計情報等

回線使用料及び地域防災訓練で使用いたしました消火器の詰めかえなどの手数料になるものでございます。

13節委託料につきましては、携帯無線機保守点検業務委託料、宮床基幹集落センター耐震診断業務委託料でございます。

18節備品購入費につきましては、新たに設立されました沢渡地区の自主防災組織へ貸与いたします発電機等を購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございます。宮城県地域衛星通信ネットワーク市町村無線局管理負担金及び携帯無線機の電波利用料、木造住宅耐震改修工事助成事業等の補助金になるものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長 （佐藤三和子君）

それでは、教育費につきましてご説明申し上げます。成果に関する説明書100ページから104ページまであわせてご参照お願いいたします。

9款1項1目教育委員会費は、教育委員会の運営に要した費用で、教育委員会の定例会12回、臨時会3回の開催及び学校訪問などを実施したものでございます。

1節報酬及び9節旅費は、教育委員の報酬、費用弁償、研修旅費でございます。

10節交際費は、教育長交際費でございます。

11節需用費は、研修会時資料代、参考図書代などでございます。

165ページ、166ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金は、仙台管内及び黒川郡教育委員会連絡協議会に対する負担金でございます。

次に、2目事務局費は、事務局の運営、教育相談事業、確かな学びプロジェクト事業、メンタルケア相談補助員配置事業、学び支援コーディネーター等配置事業、各種団体に対しての負担金や補助などに要した費用でございます。

1節報酬は、心身障害児就学指導審議会委員に対する報酬でございます。

7節賃金は、教育相談員、児童学習支援員、臨時職員及びメンタルケア相談補助員に対する賃金でございます。

8節報償費は、指導力向上研修会における講師、学び支援コーディネーター、放課

後自習教室、サマースクール・ウインタースクール協力者などに対する謝金でございます。

9節旅費は、心身障害児就学指導審議会開催時の委員に対する費用弁償、職員研修会、学び支援コーディネーター、放課後自習教室、サマースクール・ウインタースクール協力者などの旅費でございます。

11節需用費は、消耗品としては事務用品、コピー、参考図書、標準学力調査費用など、燃料費は公用車ガソリン代、食糧費は小学校親善陸上記録会、競技役員及び就学時健診従事者の弁当代などになります。印刷製本費は、大和町の学校教育、家庭学習の手引き、及び陸上記録会記録証などの印刷に要したものの、修繕料は、公用車の修理に要したものでございます。

167ページ、168ページをお願いいたします。

12節は、電話料金、郵便料金、自動車保険料、学び支援員などの傷害保険料に要したものでございます。

13節委託料は、標準学力調査事業、アイチェック調査事業によるものでございます。

14節使用料及び賃借料は、学校教育用コンピューターの借り上げ料、難波分校児童、特別支援学級児童及び夢と希望と志を語る会の輸送などに係る車借り上げ料でございます。

19節負担金補助及び交付金は、黒川地域行政事務組合ほか6団体に対する負担金及び宮床小学校難波分校閉校事業費への補助金でございます。

25節積立金は、学校校舎建設基金1億円に利息分14万5,000円及び学校教育振興基金へ寄附金分370万円、利息分として4,000円の積み立てを行ったものでございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費は、小学校6校、分校1校の施設維持及び児童・教職員の健康診断、学校管理料、備品などの購入に要した費用でございます。

1節報酬は、学校医、学校薬剤師への報酬でございます。

7節賃金は、事務補助員、樹木伐採など作業員、体育館巡視員及びプール監視員への賃金でございます。

8節報償費は、運動会の賞品及び卒業生への記念品でございます。

11節需用費は、小学校における消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び備品の修繕料でございます。

169ページ、170ページをお願いいたします。

12節役務費は、電話料、郵便料金、及びインターネット回線使用料などの通信運搬費、プール水検査、ピアノ調律などの手数料、火災保険料、プール監視員及び体育館

巡視員に係る損害保険料などがございます。

13節委託料は、児童・教職員の健康診断及び学校業務員9名、吉岡・小野小学校については各校2名、ほかは1名ずつの業務委託及び除雪業務委託料、施設備品管理委託料は、学校警備業務委託でございます。

14節使用料及び賃借料は、鶴巣小学校進入路に係る土地の借り上げ料、陸上記録会等における児童輸送のための車借り上げ料、テレビ聴取料、清掃用具借り上げ料でございます。

18節備品購入費は、学校管理用備品、教材等の学校用備品の購入でございます。

19節負担金補助及び交付金は、学校管理下における児童の災害共済負担金、日本スポーツ振興センター及び郡学校保健会などへの負担金になります。

次に、2目教育振興費は、小学校の教材備品整備事業、学校地域共学推進事業、魅力ある学校図書館づくり事業、スクールソーシャルワーカー配置事業及び学級支援サポーター配置事業、「たいわっ子」芸術文化推進事業に要した費用でございます。

7節賃金は、学級支援サポーター及び学校図書支援員の賃金でございます。

8節報償費は、スクールソーシャルワーカーに対する謝金でございます。

11節需用費は、教師用児童書、児童の教科書前期・後期分、学校行事用品、教材等の消耗品でございます。修繕料につきましては、吉岡小学校トイレの窓の修理になってございます。

12節役務費は、不要薬品などの処理手数料及びスクールソーシャルワーカーの損害保険料でございます。

14節使用料及び賃借料は、「たいわっ子」芸術文化推進事業による演劇鑑賞のためのバス借り上げ料でございます。

18節備品購入費は、魅力ある図書館づくり整備事業として学校図書の整備に要した費用及び学校教材備品などの整備に要した費用になってございます。

71ページ、72ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金は、学校・地域共学推進事業として各学校への交付金及び遠距離通学対策費として延べ27名の対象児童保護者へ通学用費用の助成を行ったものでございます。

20節扶助費は、要保護9名、準要保護106名及び特別支援教育就学児童28名に対する教材費や医療費などの援助を行ったものでございます。

次に、3目の小学校施設整備費ですが、施設の整備や修繕など施設設備の保守点検に要した費用でございます。

11節需用費は、校庭用山砂などの消耗品及び校舎の修繕料でございます。

12節役務費は、廃棄物の処理手数料でございます。

13節委託料は、落合小学校バルコニー改修実施設計及び学校各種設備の保守点検について委託したものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、AEDの借り上げ料でございます。

15節工事請負費は、吉岡小学校遊具設置工事、宮床難波分校校舎内運動場屋根改修工事、保健室冷暖房機器設置工事などを実施したものでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費ですが、中学校2校の施設維持管理及び生徒・教職員の健康診断、学校管理用備品の購入に要した費用になります。

1節報酬は、学校医・薬剤師に対する報酬でございます。

173ページ、174ページをお願いいたします。

7節賃金は、事務補助員、体育館、スクールバス転回場安全巡視員、用務員及び樹木剪定業務への賃金でございます。

8節報償費は、体育祭の賞品及び卒業生への記念品でございます。

9節旅費は、学校用務員の事務連絡時の旅費でございます。

11節需用費は、中学校における消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、及び備品の修繕料でございます。

12節役務費は、電話料金、郵便料金及びインターネット回線使用料などの通信運搬費、飲料水検査、ピアノ調律などの手数料、火災保険料、傷害保険料でございます。

13節委託料は、生徒、教職員の健康診断、学校業務員2名、スクールバス運行及び学校警備に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料は、大和中学校スクールバス転回場に係る土地借り上げ料、中体連や駅伝大会など学校行事などにおける車借り上げ料、テレビ聴取料、清掃用具借り上げ料でございます。

18節備品購入費は、学校管理用備品などを購入したものでございます。

175ページ、176ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金は、学校管理下における生徒の災害共済負担金、日本スポーツ振興センター及び各種団体等への負担金、中総体東北大会、全国大会参加などの補助金でございます。

次に、2目教育振興費は、中学校における教材備品の整備、学校・地域共学推進事業、就学援助費、魅力ある図書館づくり、外国語指導助手配置事業に要した費用でございます。

7節賃金は、学級支援サポーター、図書支援員に対する賃金でございます。

11節需用費は、学校行事用品、教材等の消耗品でございます。

12節役務費は、スクールカウンセラーの電話代、学校不要薬品の処分料などがございます。

13節委託料は、外国語指導助手3名の業務委託に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料は、「たいわっ子」芸術文化推進事業における演劇鑑賞のための車借り上げ料でございます。

18節備品購入費は、学校教材備品の整備及び魅力ある図書館づくり整備事業としての学校図書の整備に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金は、学校・地域共学推進事業として中学校2校への交付をしております。

20節扶助費は、要保護4名、準要保護62名、及び特別支援教育就学生徒19名に対する教材費や医療費などの援助を行ったものでございます。

次に、3目施設整備費は、施設の整備や修繕など施設設備の保守点検などに要した費用でございます。

11節需用費は、消耗品として学校用の砕石など及び校舎などの修繕料でございます。

12節役務費は、廃棄備品などの処分手数料でございます。

177ページ、178ページをお願いいたします。

13節委託料は、学校各種設備の保守点検について委託したものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、AEDの借り上げ料でございます。

15節工事請負費は、保健室冷暖房機器設備工事、宮床中学校受変電設備改修工事、宮床中学校換気設備設置工事などを実施したものでございます。

4目中学校建設費12節役務費は、都市計画法申請手数料、建築基準法申請手数料で、次年度に繰越明許とするものでございます。

13節委託料は、宮床中学校南校舎大規模改修実施設計業務、宮床中学校校庭造成計画調査設計業務前金払いでございます。校庭造成分の繰越明許費になります。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 （村田良昭君）

それでは、4項1目社会教育総務費について説明をさせていただきます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、104ページから108ページをご参照いたします。

主な生涯学習事業といたしましては、まほろば大学を中心に、各種教室や協働教育の推進によります学校・家庭・地域の支援、青少年を対象とした自然体験授業やジュニアリーダーの育成等を行っております。

1節報酬につきましては、社会教育委員会における委員13名分の報酬でございます。

8節報償費につきましては、生涯学習のまちづくり推進事業としてまほろば大学を開催しておりますが、開講式での記念講演会と閉講式での文化講演会並びに各種教室の講師謝金でございます。

9節旅費につきましては、社会教育委員、家庭教育サポートチーム委員等の費用弁償でございます。また、特別旅費につきましては、自然体験授業等の講師、職員等の旅費でございます。

次に、179ページをお願いします。

11節需用費につきましては、家庭、青年、成人教育等の各種事業に要したものと、公用車2台分のガソリン代及び各種事業時のお茶代です。また、共同教育カレンダーと年2回発行の共同教育ニュースの印刷代であります。修繕料につきましては、宮床宝蔵、原阿佐緒記念館のトイレ改修と公用車2台の車検時の修理費でございます。

12節役務費については、各種事業の郵送料です。広告料につきましては、月刊誌「短歌」に原阿佐緒賞の作品募集を2回上げているものでございます。また、研修時の駐車場代、建物の火災保険料及び公用車の保険料と親子ふれあいキャンプ子育てサポーターの傷害保険料であります。

13節委託料については、宮床歴史の村、原阿佐緒記念館等の社会教育施設管理業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、民族談話室敷地借り上げ料や、幼児学級会場借り上げ料です。また、青少年教育での親子ふれあいキャンプ等のバス借り上げ料、有料道路通行料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川郡社会教育委員連絡協議会負担金、黒川地域行政事務組合負担金、町PTA連合会への補助金でございます。

続きまして、2目公民館費でございます。説明書につきましては、109ページから113ページをご参照ください。

主な事業といたしましては、公民館分館長会、青少年育成として成人式や成人教育

といたしまして出前講座や高齢者を対象としたお達者倶楽部、そして町民文化祭や図書室の運営を行っております。

1 節報酬につきましては、公民館分館長40名の報酬と嘱託公民館長の報酬でございます。決算書181ページに移ります。

7 節賃金につきましては、図書館のパート職員4名分の賃金でございます。

8 節報償費につきましては、報奨金につきましてはまほろば大学等の各種教室、各種講座の講師謝金等で、賞賜金につきましては成人式の記念品、写真代等でございます。

9 節旅費につきましては、分館長の費用弁償でございます。

11 節需用費につきましては、成人式や町民文化祭、各種事業での消耗品代、公用車のガソリン代、成人式の冊子や町民文化祭のポスター印刷代、公用車の修繕料でございます。

12 節役務費につきましては、各種教室や講座の輸送料、それから公民館の電話料金、そして公用車の損害保険料でございます。

13 節委託料につきましては、町民文化祭での照明操作委託に要したものでございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、お達者倶楽部の移動研修に伴うバス借り上げ料です。また、図書管理用のパソコンリース、そして関連するソフトの代金に要したものでございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、県公民館連絡協議会、郡公民館連合会等への負担金、そして町の青年団、婦人会の連絡協議会、文化協会への補助金でございます。

27 節公課費につきましては、公用車の重量税でございます。

次に、183ページをお願いいたします。

続きまして、3 目文化財保護費でございます。説明書につきましては、113ページから114ページをご参照願います。

主に文化財保護委員会や郷土史講座の開設、文化財めぐり、そのほかに開発に伴います文化財の調査を行っております。

1 節報酬につきましては、文化財保護委員5名の報酬でございます。

4 節共済費については、非常勤職員と作業員の労働保険料でございます。

7 節賃金につきましては、発掘調査の作業員と嘱託職員の賃金でございます。

8 節報償費につきましては、郷土史講座の講師謝礼でございます。

9 節旅費につきましては、文化財保護委員の費用弁償でございます。

11 節需用費につきましては、一般業務に伴います消耗品と信楽寺跡地の電気料、水道料金でございます。また、標柱説明板の修繕料でございます。

12 節役務費につきましては、携帯電話の通信料、郵便料及び信楽寺跡地の水道開栓手数料でございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、文化財調査のための重機の借り上げ、文化財めぐりのバス借り上げ料等でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、全国民俗芸能保存市町村連盟への負担金、それから町内文化財保護団体7団体に対しましての補助金でございます。

23 節償還金利子及び割引料につきましては、文化財保護にかかわる経費事務交付金、精算返還金でございます。

4 目まほろばホール管理費でございます。説明書につきましては、114ページから119ページをお願いします。

主にまほろばホール運営委員会や文化振興協会によります夢ステージや町政施行60周年事業としまして町民ミュージカルを始め、例年より多くの事業を実施しました。また、ギャラリーでの展示や少年少女合唱団の育成を行っております。

1 節報酬につきましては、まほろば運営委員会委員の報酬でございます。

7 節賃金につきましては、まほろばホール窓口事務員1名の賃金でございます。

9 節につきましては、まほろば運営委員の費用弁償でございます。

次に、185ページをお願いいたします。

11 節需用費につきましては、施設管理及び各種消耗品、冷暖房用の燃料、電気、水道の光熱水費が大半でございますが、そのほかにトイレの便器交換や小破修繕の費用でございます。

12 節役務費につきましては、輸送料、電話料金、その他火災保険等でございます。

13 節委託料につきましては、舞台設備操作や総合管理業務委託等の委託料でございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、電話システムリース料金等でございます。

15 節工事請負費につきましては、駐車場区画線、和室雨漏り修繕工事等でございます。

18 節備品購入費につきましては、佐藤忠良先生の彫刻「演技生」、舞台音響操作卓の購入代でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、全国公立施設文化協会等の負担金と、

大和町文化振興協会運営費といたしましての補助金でございます。

よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長 （佐藤三和子君）

続いて、5目教育ふれあいセンター管理費は、吉田・鶴巣・落合の教育ふれあいセンターの管理運営に要したものでございます。主要な施策の成果に関する説明書は119ページをあわせてご参照お願いいたします。

7節賃金は、体育館巡視員の賃金でございます。

11節需用費は、消耗品としてグラウンド用の砂など、燃料費、光熱水費及び修繕料でございます。

12節役務費は、水質検査手数料、火災保険料及び傷害保険料でございます。

187ページ、188ページをお願いいたします。

13節委託料は、業務員委託3名、警備委託、施設維持管理における管理委託を行ったものでございます。

14節使用料及び賃借料は、テレビ聴取料、清掃用借り上げ料、AEDの借り上げ料でございます。

15節工事請負費は、鶴巣教育ふれあいセンターベランダ防水修繕工事、落合ふれあい教育センター受変電設備改修工事を実施したものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、黒川地区防火管理協議会への負担金でございます。

次に、6目森の学び舎活動費は、森の学び舎の管理運営に要したものでございます。5月から10月の6カ月間の利用期間において、利用日数21日、延べ利用人数は377人でありました。

11節需用費は、消耗品、燃料費、ガス、光熱水費、電気、水道、修繕料でございます。

12節役務費は、通信運搬費としての電話料、火災保険料でございます。

13節委託料は、施設の清掃など管理委託に要したものでございます。

15節工事請負費は、地下灯油タンク廃止工事に要したものでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長（村田良昭君）

済みません、先ほどなんですけれども、179ページの社会教育総務費の27節の公課費を飛ばしてしまったようなので、申しわけございません、27節につきましては、車検時の重量税でございます。

それでは、引き続きまして187ページの5項1目の保健体育総務費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては、119ページから122ページをご参照願います。

ここでは、主にスポーツ推進委員会やスポーツ奨励金の交付、町政施行60周年記念運動会でございます。

1節報酬につきましては、スポーツ推進員15名分の報酬及びスポーツ推進審議会委員5名の報酬でございます。

次に、189ページをお願いいたします。

8節報償費につきましては、スポーツ支援奨励金、記念運動会の商品代でございます。

9節旅費につきましては、スポーツ推進員、スポーツ推進審議会委員の費用弁償でございます。また、特別旅費につきましては、スポーツ推進委員全国大会で表彰を受けた1名の旅費及び秋田県で行われた東北大会の3名の旅費でございます。

11節需用費につきましては、スポーツ推進委員のユニホーム代でございます。食糧費は記念運動会役員の昼食代等でございます。

12節役務費につきましては、各種事業の郵送料、体育施設の火災保険、町有自動車等損害保険料等でございます。

13節委託料につきましては、ミズノスポーツサービス株式会社に対する指定管理者委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、ヘルシー大会車借り上げ料でございます。また、スポーツ推進員東北大会の有料道路通行料でございます。

15節工事請負費につきましては、総合体育館メインアリーナの屋根塗装、駐車場区画線の修繕工事であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県スポーツ推進協議会の負担金及び町の体育協会とスポーツ少年団への補助金でございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。説明書につきましては、123ページをご参照願います。広場管理費につきましては、5カ所のレクリエーション広場についての管理委託などをお願いしているものでございます。

11節につきましては、電気料、水道料及び鶴巣山田と北目レクリエーション広場の桜のテングス病の除去及び剪定でございます。

12節役務費につきましては、水道開栓代金でございます。

次に、191ページをお願いします。

13節委託料につきましては、各広場の維持管理を各地区に委託をしているものでございます。

15節工事請負費につきましては、南宮床レクリエーション広場のバックネット等の修繕工事でございます。

次に、3目自転車競技場管理費でございます。自転車競技場は、宮城県スポーツ振興財団より管理運営の委託を受けて施設の維持に努めているところでございます。

13節委託料につきましては、ミズノスポーツサービスに維持のために委託しているものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長（佐藤三和子君）

次に、4目学校給食センター費は、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要した費用でございます。平成27年度は、給食実施日数188日、供給数は45万5,315食でございました。

主要な施策に関する説明書は同じく123ページをあわせてご参照願います。

1節報酬は、学校給食運営審議会の開催における委員の報酬でございます。

7節賃金は、事務補助員、パート業務員の賃金でございます。

9節旅費は、学校給食運営審議会の開催における委員の費用弁償でございます。

11節需用費は、給食センター施設の運営に要した消耗品、光熱水費、燃料費など、施設設備の修繕料、給食の賄い材料購入費でございます。

12節役務費は、通信運搬費として、電話料、切手代、給食センター及び職員の検便検査、水質検査、給食費振替などの手数料、火災保険料、公用車損害保険料でござい

ます。

193ページ、194ページをお願いいたします。

13節委託料は、学校給食調理業務委託料及び給食センターの施設備品管理委託料でございます。

14節使用料及び賃借料は、印刷機の借り上げ料、テレビ聴取料、清掃用具借り上げ料、栄養価計算システム借り上げ料でございます。

15節工事請負費は、除害施設浸透膜交換工事を実施したものでございます。

18節備品購入費は、リフト、廊下用運搬車、配膳台、保温食缶、コンテナ、牛乳保冷庫などの購入が主なものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、学校栄養士会及び学校給食共同調理場連絡協議会などの負担金でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

恐れ入ります、7款で一部説明不足がございましたので、大変申しわけございません、151ページの17節公有財産購入費なんですけど、説明の中で町道蒜袋宮前線の1線だけを説明したんですけども、そのほかに平成26年度から繰り越しをしておりました桧木上舞野線が抜けてございましたので、追加をお願いしたいと思います。

それでは、10款の災害復旧費でございます。1項1目農業用施設災害復旧費につきましては、科目の設定でございます。

続きまして、2項1目道路橋りょう災害復旧費でございます。説明書につきましては、124ページになります。

13節委託料につきましては、町道小鶴沢線ほか1の災害査定申請に係る測量及び設計並びに災害査定図書作成のほかに図書の修正業務に要した費用でございます。

15節工事請負費につきましては、町道小鶴沢線の災害復旧工事に要する費用でございますけれども、平成28年度へ全額繰り越しているところでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長（櫻井和彦君）

それでは、決算書195ページ、196ページをお願い申し上げます。

10款3項台風18号豪雨災害復旧費でございます。1目の総務災害復旧費でございますが、説明書につきましては124ページを参照お願いいたします。

平成27年9月、9.11でございますが、関東・東北豪雨災害の応急復旧等に要した費用でございます。

3節につきましては、事業に従事いたしました職員の時間外及び管理職員の特別勤務手当ということになります。

11節需用費でございますが、土のう、消毒液、石灰等の購入、重機の燃料代、避難所の炊き出し用の食材等に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、大和町災害対策協力会に協力をお願いいたしまして、災害ごみ回収業務等の委託をお願いしたものでございます。

16節原材料費でございますが、こちらは高田の被災のごみ仮置場に敷設いたしました砕石代でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、2目衛生・環境災害復旧費でございます。これにつきましては、昨年台風18号の豪雨災害の廃棄物処理に要した経費となっております。成果に関する説明書124ページになります。

13節につきましては、黒川地域行政事務組合の環境管理センターで処理ができなかったものを町のほうで処理したものでございます。家庭用の電化製品、タイヤ、それから処理困難物など、委託処理をしたものでございます。

次に、19節につきましては、黒川地域行政事務組合の災害廃棄物の処理負担金となるものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

産業振興課後藤良春君。

産業振興課長（後藤良春君）

続きまして、3目農林施設災害復旧費でございます。同じように台風18号豪雨による被害でございます。説明資料は同じように124ページでございます。

7節賃金につきましては、林道赤崩線、鍛冶屋敷線、嘉太神線、そのほか反町中高山の林道の土石撤去作業に要した経費でございます。

13節委託料につきましては、農林業施設災害復旧事業調査測量設計を土地改良事業団に委託した経費でございます。

15節工事請負費につきましては、農道、林業、水路等の災害復旧工事に要した経費でございます。

197ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金は、県営災害復旧事業負担金及び農林業施設等小災害復旧工事等に要した経費でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

続きまして、3項4目公共土木施設災害復旧費でございます。説明書につきましては、124ページ後段から125ページになります。

13節委託料につきましては、道路14路線16カ所、準用河川3河川7カ所、都市施設2、調整池2カ所の災害査定申請に係る測量及び設計並びに災害査定図書作成及び図書修整業務並びに道路28路線、準用河川2河川、都市施設2公園の応急復旧、支障木撤去、のり面整形、土砂の撤去、路面の補修等に係る業務に要した費用でございます。繰り越しにつきましては、復旧業務につきましては、道路・河川合わせて25カ所余りとなっております。

続きまして、15節工事請負費につきましては、町単独の復旧工事といたしまして、道路2カ所、河川1カ所、公園2カ所に要した費用でございます。繰り越しにつきましては、単独の災害復旧工事が道路・河川合わせて25カ所余り、国庫補助災害復旧工

事につきましては、道路で7カ所、都市施設で2カ所となっております。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長（佐藤三和子君）

続きまして、5目教育施設災害復旧費でございます。成果に関する説明書は、同じく125ページの下のほうになります。

13節委託料は、落合小学校斜面の崩壊の土砂撤去及びブルーシート被覆作業、測量設計に要した費用でございます。

15節工事請負費は、鶴巣小学校及び落合小学校の斜面の崩壊に要する費用でございます。平成28年度に全額繰越明許を行うものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長（高崎一郎君）

11款公債費についてご説明申し上げます。成果に関する説明書は126ページでございます。

11款1項1目元金につきましては、10機関に対する償還金でございます。総額で6億5,656万9,129円であります。明細につきましては、成果に関する説明書上段のほう、財務省財政融資資金以下10件でございます。

次に、2目利子につきましては、同じ資料の下段のほうになります。総額にいたしまして8,083万4,629円であります。同様に財務省財政融資資金以下でございます。

なお、平成27年度末の借入残高につきましては、同じ資料の中段、合計いたしまして60億1,520万5,000円となるものでございます。以上が11款公債費でございます。

決算書にお戻りをお願いいたします。

12款予備費でございます。12款1項1目予備費につきましては、198ページの右側の欄、備考欄から200ページの右の備考欄まで3件につきまして、緊急を要するということで充当したものでございます。主な支出につきましては、2款1項14目19節放

放射性廃棄物の風評被害対策の助成金ということで、90万円を緊急に流用して充当したものでございます。

決算書199ページ、200ページをごらんをお願いいたします。

最下段になります。歳出合計でございます。当初予算額95億7,100万円に対しまして、補正予算額14億9,064万円、継続費及び繰越事業費繰越額につきましては1億9,566万3,000円、合計いたしまして予算現額合計112億5,730万3,000円でございます。

次ページへ2つほど欄が飛びます。支出済額につきましては104億563万1,695円、繰越明許費に充当する部分が5億4,105万8,000円、不用額が3億1,061万3,305円であります。

201ページをお願い申し上げます。

平成27年度大和町一般会計歳入歳出決算実質収支に関する調書であります。

歳入総額、1,000円単位になりますが、113億5,721万8,000円、歳出総額104億563万2,000円、歳入歳出差し引き額が9億5,158万6,000円。うち、翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、1億4,619万4,000円であります。実質収支額につきましては8億539万2,000円であります。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額であります。実質収支額の2分の1以上の基金繰り入れといたしまして、4億1,000万円を繰り入れするものでございます。実質収支額からこの基金繰入額を差し引きました3億9,539万2,000円が純繰越金となるものでございます。一般会計につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開はあすの午前10時です。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後4時33分 延 会

